

大分飛躍をいたしまして、アメリカがよく言っておることであるが、グアム以西、フィリピン以北の一千海里の海域防衛、こういうことに大分近づいてきたような受け取り方を私はしておるわけです。

そこで、要するにシーレーンというのは一体どういふことなのかということでもいろいろ調べてみたのですが、国防用語辞典によりますと、シーレーンというのをSLOCと言っておるわけですね。シー・ラインズ・オブ・コミュニケーション、こう言っておるのですが、それについてどういふふうに説明しておりますか。「有事において国が生存上または戦争遂行上確保しなければならぬ海上連絡交通路。本来、海洋のラインズ・オブ・コミュニケーション、つまり戦線の作戦部隊と根拠地を結ぶ兵站連絡海上交通路の意。根拠地から遠く離れて海洋作戦や渡洋作戦を実施するには、海上の補給輸送支援を確保することが必須であり、このため味方のSLOCを防護する必要がある。」というふうなことを言っている。

これから見ると、要するに海上交通路の防衛というのは、民間の防衛ルートとかなんだとかいうのでなしに、まさに軍事的な戦略ルートを守るというところがいわゆるシーレーンの防衛の概念ではないか。またアメリカ側は大体そういうふうなことを言い続けてきたと思うのです。その点で、最初のシーレーン防衛というのに対して日本側の概念とアメリカの概念がかなりかけ隔たっておった。そこで、それでは今後の共同作戦計画なんかを練っていくのにきわめて不都合だということで、防衛庁の考え方が大分変わってきて、いまおっしゃったようなことになった。いまおっしゃったような解釈で言うなら、まさにアメリカが考えておる海上戦略ルートの確保という意味と私は大差はない、こう思っておりますが、いかがですか。

○藤井説明員 私どもはシーレーン防衛の防衛能力を考えます場合に、航路帯を設ける場合にはおおむね一千海里、その他の場合が国周辺数百海里、これを防衛するということを防衛力整備の目

標としてやっておるということをおねがひ申し上げておたわけでございます。その航路帯を設ける場合につきましては、いま先生おっしゃいましたように、まさに南東航路、南西航路二本の航路を念頭に置きまして約一千海里を防衛したい、このように申し込みたいわけでございます。

それで、その防衛の方法でございますけれども、これにつきましては、実際に航路帯を哨戒したり船舶防護をしたりして守る方法もございまして、あるいは海峡の防備とか港湾防備あるいは広域哨戒、そういうものを積み重ねて、これを全体として海上交通路を守るといふ方法もあろう。そういう組み合わせでやるといふことについては私どもかねがね申し上げておりました。特に今回研究を始めるに当たりまして何か日米間に認識のそごがあつて、それを調整するために研究を始めるという趣旨のものではない、このように解しております。

○矢山委員 それを調整するために研究を始めると言つたんじゃないんで、シーレーンの防衛の共同研究を始める必要上、アメリカのシーレーンに対する考え方と日本のシーレーンに対する考え方とが土俵の上で大体一致するような方向にだんだん防衛庁の方では修正をされてきたといひますか、言い直されてきたといひますか、そういう方向になつてきたといふふうに私は理解して質問したわけですが。

要するに問題は、いまおっしゃったようなことと言ふなら、海上一千海里、よく言われるグアム以西、フィリピン以北の海域防衛だ、それは要するに戦略ルートを守るんだといふふうに言つてしまつたらいいわけでしょう、簡単に言えば、余りむずかしいことを次々重ねないで……。

○藤井説明員 私どもがシーレーン防衛を考えます場合には、航路帯を設けます場合にはおおむね一千海里程度のところを念頭に置きまして、あくまでもわが国防衛のために必要な限度において防衛をするといふものでございます。いま先生ちょっとおっしゃいましたような海域をわが国が分担

をいたしまして、その中に入ってくる船につきましては、わが国船舶のみならず米国、第三国の船も全部これを守るというふうな意味の海域分担といふことは従来からも考えておりませんし、今回ももちろん考えておらないところでございます。

○矢山委員 余り先取りして先々言わぬ方がいいです。そんなことを言うと、自分がそれを考えておるから先回りして答弁するように私はとりまですのですね。私は何も海域分担の話も出したことはないし、アメリカの軍艦を守るのか守らぬのか、そんなことを質問の中に言つた覚えもないわけですから。要するに海上一千海里の航路帯を守るといふことだといふふうに理解しますよ、こう言つただけの話ですから、こんなところでやりとりしておると先へ進みませんから、次へ入っていきま

す。

シーレーン防衛の日米共同研究をやるに当たつては、日本側としてどういふ基本的な態度で研究をしたいといふことはつきりさせておかなければ、現在のアメリカの考えである対ソ世界戦略との絡みでとんでもない方向に行くおそれがあると思つたのですが、そういう点は明確にして共同研究に入るわけですか。

○北村(汎)政府委員 先ほど私が御答弁申し上げましたように、今回の日米のシーレーンに関する共同研究というのは、日本に対する武力攻撃があつたいわゆる五条事案における研究であるといふこと、これが一番大きな枠でございます。

それから、そういう五条事案の共同研究といふものにつきましては、これは委員よく御承知の「日米防衛協力のための指針」といふものが昭和五十三年に作成されております。その指針の中で、この指針をつくりますには防衛協力小委員会といふのができてそれが作成したわけでございます。その大きな枠組みといふものをつくらなければいけません。それは歯どめといひますか、第一には、わが国の憲法上の諸制約、非核三原則、それから事前協議、この三つの問題には触れないとい

うことでございます。それから二つ目には、この共同研究、協議の結論といふものは、両国政府の立法、予算あるいは行政上の措置を義務づけるものではないといふことが二つ目の歯どめ。それから三つ目には、これは日米安保条約及びその関連取り決めの範囲内の協力に限る、この三つの歯どめをかけて指針をつくつたわけでございます。そのつづかれた指針の枠の中で今回の共同研究といふものが行われるといふことでございます。

○矢山委員 そこでお尋ねしたいのですが、シーレーンの防衛の共同研究に入るといふのは、昨年の八月末から九月初めにかけての日米安保事務レベル協議のハワイ協議の場で、これは日本側から出して共同研究をやりましようといふことで合意をして今度発足した、こういう経過を踏まえておると思つたのですが、そのハワイ協議の場でアメリカ側の方から具体的にアメリカのシーレーン防衛に対する考え方といふものが示されたといふことが、その当時、各報道機関に一斉に報道されたわけですが。残念ながらわれわれはその中身がどうなのだというところをお聞きしてもなかなか私どもには言つてもらえなくて、結局われわれはいろいろな新聞報道を通じてそれを承知せざるを得なかつた、こういうことになつておるのですが、今日の時点はその当時から見ると大分ほとんど報道されておりますので、お話しになるほどのことはいと思ひますから、その当時アメリカからどういふふうに具体的に問題が提起をされておつたのかといふことを御説明いただきたいのです。

○藤井説明員 このシーレーン防衛の研究につきましては、先生いま御指摘ありましたように昨年のハワイ協議の場が出たわけでございますが、この経緯について申し上げますと、討議の二日目でございますけれども、米側から、これはビグレイ中將という方でございますが、シーレーンについて発言がございまして、その要旨は、わが国のシーレーン防衛といふものについて日米が共同してこれに当たる必要がある、その場合、日本は一千海里以内のシーレーン防衛を第一義的に行うた

めに一層の防衛努力を行う必要があるということ
を中されまして、さらに米國が日本の立場に立つ
て行つた分析によれば、日本のこの分野の防衛能
力は現在のレベルではもとより、五六中業が達成
されてもなお弱点を有するといふような発言があ
つたわけでございます。

これに對しまして日本側からは、わが國として
も五六中業でシーレーン防衛能力の改善につきま
して特段の努力を払つておる、五六中業が達成す
ればかなりの程度向上するといふことを説明いた
しました。それで、米側にその分析がある、それ
によればわが國のシーレーン防衛能力がなお不足
するといふ指摘があつたわけでございますけれど
も、これにつきましてはその分析の前提となつて
いる諸条件、こういうものを日米間で認識を統一
しませんでした。これは話が進まないといふことを考
へまして、日本側から、その前提となる諸条件ある
いは認識、これを統一するために研究を始めよう
ではないか、その研究を先ほど来申し上げており
ますガイドラインに基づきます日本有事の場合の
共同作戦計画の研究、この場で行おうではないか
といふことを提案をいたしまして、米側もこれを
了承した、こういう経緯でございます。

この間におきまして、米側からいま申し上げま
した以上に特段にそのシーレーン防衛の防衛構態
だとかそういうものが示されたといふ事実はござ
いません。

○矢山委員 そうすると、一千海里までは第一義
的に日本が防衛を分担しろ、そういう立場からい
つても現在の日本の防衛能力は不足しておるし、
五六中業を達成してもなお十分とは言えない、こ
ういふ指摘があつた、こういうことですね。

ところが、その際にさらに立つて立ち入って、
その日本が受け持つべき具体的な作戦といふもの
が述べられておるのじゃないのですか。これは述
べられておるませんか。それをもとにして、さら
に報道されることになる、護衛艦を何ばだと
か、あるいは潜水艦を何ばとか、P3Cを何ばと
だとか、そのものが必要であるといふような要

求まで数字を挙げて出されたというのは、これは
一紙や二紙の報道ではなくて全紙再三再四にわた
つて報道しておるところだから、その点どうなん
ですか。

○藤井説明員 昨年のハワイ協議におきまして
は、いま私御説明しました以上に米側からその詳
しい、こういう作戦がいんではないかといつた
ような作戦内容あるいはいま先生おっしゃいまし
たようなわが國防衛力の艦艇、航空機の数字等を
挙げての説明、こうしたものは一切ございませ
んでした。

○矢山委員 そうすると、参考によつておきま
す、日本側の受け持つ具体的な作戦としては、海
峽封鎖によつて西側シーレーンを脅かすソ連の潜
水艦が太平洋に出るのを阻止する、F15の大量配
備によつて日本列島上空に強力な防空網を張りめ
ぐらし、バックファイアの太平洋上への進出を阻
止する、こういうようなことも言われ、さらに硫
黄島に自衛隊のF15の前進基地を置いてシーレー
ン防衛のなめめにすると、そして引き続いて具
体的な数字まで挙げて、護衛艦七十隻、潜水艦二
十五隻、P3C百二十五、要撃戦闘機部隊十四個
飛行隊その他いろいろと出たと言われ、これは
一、二の新聞の報道ではありませんが、すべての報
道機関がそういうふうな報道をしておりますし、
その後のいろいろな日本の防衛をめぐる議論とい
うものも、絶えずこのハワイでの協議で出された
アメリカ側の要求が常に素材になつて議論をされ
てきておりますが、そういうことは一切なかつ
た、したがつてすべての報道は大方であるとい
うことに結論的にはなるわけですね。

○藤井説明員 私は報道の二つについていま記憶
しておらぬわけでございますが、少なくとも昨年
年のハワイ協議におきましては、そういう艦艇、
航空機の数字あるいは作戦の具体的な態様、これに
ついては一切米側から説明なり提案なりはござい
ませんでした。

○矢山委員 ないといふものをあつたと言つてこ
つちが押し返して議論したつて話にならぬことで

すから、すべてのその当時から今日にかけてのマ
スコミの報道は根拠のないマスコミが捏造したも
のであると防衛庁は理解しておる、こういうふう
に私としては集約をしておかざるを得ない、こ
ういふことになると思ひます。

そこでさらに質問を進めてまいりますが、その
ハワイ協議でアメリカ国防次官補代理が、当時
の国防次官補代理ですが、五六中業で大綱達成に
向け努力したことは評価をするが、率直に言つて
八〇年代のソ連の脅威を考えると兵力水準は十分
でない、共同研究の結果、日本に防衛努力をもう
少ししてもらふことになると思つておるよう
であります。さらに、五六中業の繰り上げ達成
や防衛計画大綱の見直しを盛んにアメリカ側から
言われておるといふことも、これはわれわれがた
びたび伝え聞いておるところであります。

そうすると、防衛研究の結果として、これがた
とえばそれぞれ國の予算編成に對して影響を及
ぼすものではないかといふ前提に立つて研究を始め
ておるのだと言われまふけれども、絶対にこの研
究結果が日本の防衛計画に影響を及ぼすことはな
いと理解してよろしいか。五六中業の達成を早め
てやるとか、あるいは防衛大綱の見直しにつな
がるとか、そういうことは絶対あり得ないと理解し
ていいのでしょうか。

○藤井説明員 このシーレーン防衛の研究は、先
ほど外務省からも御説明がありましたように、あ
くまでも研究の趣旨はわが國有事の場合に日米が
共同でどのように対処するかといふことを研究す
る、いわゆるオペレーションプランの研究でござ
います。したがつていま、五六中業あるいは毎年
の予算といった防衛力整備の目標を研究するもの
とは全く異質のものでございます。

ただ、こういうオペレーションプランを研究し
てまいりますとその過程において、これはオペレ
ーションプランでございすのでもちろん現有兵
力を基礎としてやるわけでございますが、その現
有兵力を基礎とする研究をやっておりますと、ど
うしても兵力構成の不備な点とか改善点というよ

うなものが示唆されることはあるかもしれませ
ん。しかし、その不備、改善点をどのように他の
施策に反映していくかといふことは、全く日米両
國政府が独自で判断すべき性質のものでござい
ますので、この研究をやりましたからといつて直
ちに五六中業あるいは大綱といふものの改正等につ
ながるものではないその性格的にない、このように解
釈しております。

○矢山委員 研究をやつた結果、不備な点、改善
すべき点が出る、そうするとそれをどうするかと
いふのはそれぞれの政府の判断であるから、それ
の結論が出たからといつても必ずしも拘束されな
い、こうおっしゃるのだらうと思ふのですが、し
かし、これだけの研究をやつて不備な点、改善す
べき点が出た場合に、それをそのまま放置をして
おくといふことで済むとは私はどうも考えられな
い。やはりその不備な点、改善すべき点を早急に
改善しろ、充実にしろといふ要求になるだらう。あ
るいは要求が来なくても、共同研究をやつてい
るたまたまからして、そういう欠陥が明らかにな
つたものをほおかふでやるわけにはいかなくな
つてくるのじゃないか。そうすれば、それを改
善充実にせよといふなら、その過程において、アメ
リカがすでに指摘しておる通りに、五六中業では
間に合ふね、「防衛計画大綱」を見直しせざるを
得ぬじゃないか、そこに結びついていかないと絶
對的に言うことはできぬでしょう。そういう可能
性はやはり残されてくるわけでしょう。その残さ
れた場合にどうするか、あくまでもこの研究とは
切り離して、そういうことはやれませんが、あくま
でも現在の日本が判断した状況の中でおさめてい
くことができるのですか。

○藤井説明員 防衛庁といたしましては、この
シーレーン防衛の關係の防衛能力を含めまして現
在の防衛力ではまだ不十分だ、不備、改善すべき
点が多々残つておる、こういう認識に立つており
ます。したがつて、ただいま「防衛計画の大
綱」の水準になるべく早く達成するといふ意図を
もちまして五六中業といふものをつくつて、毎年

上げられないということをお断りした上で、少なくとも平時におきましてはタクティカルな、要す

るに潜水艦の攻撃に直接結びつくようなタクティカルな情報というものは交換はしていないということをお答弁申し上げたというふうに記憶しております。

○矢山委員 それじゃ、それが平時のときの答弁であるとするなら、米ソ紛争のときに日本の対潜哨戒機がたとえ収集した情報をアメリカに渡す、こういうことはあるのですか。

○藤井説明員 いまの御質問の趣旨がたとえばソ連の潜水艦を攻撃するために必要なタクティカルな情報というような意味で申し上げれば、そういうような情報を交換し合つて共同対処できる状態というのは日本が攻撃を受けた場合でございますので、日本が攻撃を受けていないような状況におきましてそういうタクティカルな情報の交換というものはあり得ない、このように考えております。

○矢山委員 しかし、P3Cで対潜哨戒の情報を収集しますね。それは日本で全部処理できるのですか、全部。

○藤井説明員 P3C、P2J、その他艦艇等によりまして収集した情報は、日本で処理できるようになっております。

○矢山委員 日本で処理できるというのは、その情報を収集して全部日本がそれで読み取りができるのかということです。処理というのは、たとえば処理をおかしな方向に考えて、アメリカに渡すのも処理のうちだということで言われたんじや困るので、全部その情報を読んでいくことができるのかということを言っているのですよ。

○藤井説明員 いまの御質問は、どの程度海上自衛隊がそういう情報の処理ができるかということだと思ひますが、これにつきましては、私も完全には十分であるという状況にあるとは思つておりませんが、そのためにはかなりの情報の蓄積とかそういうものが要すると思ひますが、ただその程度がどの程度であるということとはちよつと申し上げにくい問題であるということをお断りさせていただきます。

○矢山委員 一番肝心なところで答弁をはぐらか

されたんじや議論にならぬのですよ。全部が全部私は日本では処理できないと思つてゐるのです、読み取りができない。そうすると、集めた情報を全部分析してどうなんだということを知らず、米ソはアメリカに渡さざるを得ぬ。そうすると、米ソが紛争を起こしているときに日本の対潜哨戒機が広域哨戒をやつて、出てきたデータがアメリカに通報する、そういうことができれば、そのことによってソ連の潜水艦はあそこにおる、ここにおるということがわかるわけだ。そうすれば、それに従つてアメリカはソ連の潜水艦の所在がわかるわけだから、それに対する対潜攻撃をかけられる、こういうことになるわけですよ。だからその前に、戦時情報の提供というのは非常に問題があるから、聞いてゐるわけです。

○藤井説明員 相手国の潜水艦の情報をどのようにアメリカ側に提供するかという問題でございますが、再三申し上げておきますように、わが国が実際に攻撃を受けておる共同対処の場合でありますればさまざまなケースが考えられるわけでありますが、わが国が攻撃を受けていない、共同対処以外の場合でありますれば、少なくとも潜水艦の攻撃に直接結びつくようなタクティカルな情報の提供なり交換はできないというふうに考えております。

○矢山委員 何遍聞いても一つことのやりとりだけれども、じゃ平時にはすべての情報交換をやり得るが、戦時になると米ソ紛争が起こつた、日本は直接攻撃されない、その時点では情報提供をはつきり規制するというのが、規制して、敵、ソ連潜水艦の所在を明らかにするような情報は日本の判断によつて提供しない、こう言うのですか。そのところははつきりしてください。

○藤井説明員 繰り返して申し上げますが、平時どのような情報交換しておるかということは、日米双方において外部に公開しないというたてまえをとつておるわけでございますけれども、いま御質問いただいておりますようないわゆるタクティ

カルな情報につきましては、平時、それから日本が有事でない場合の戦時でございますか、そういう場合に米國に提供するということはございませぬ。

○矢山委員 ちよつとそこがよくわからぬのだ。そうするとこういうことなんですか。平時に提供しておる状況でも——平時に情報交換をやつておる。しかし、日本は攻撃されていないが、米ソ紛争、有事ですね、米ソの有事のときには、平時に情報交換をどうしようなのをされているかということ、言っていないが、交換しておる情報を規制するのはソ連の潜水艦の所在を明らかにするようなものは提供せぬというのですか。そういうことじゃないのでしょうか。

○藤井説明員 同じ説明を繰り返して恐縮でございますが、私の申し上げたいことは、いわゆるタクティカルな情報につきましては、何がタクティカルかというのはいろいろ議論のあるところでございしますが、タクティカルな戦術に直結した情報につきましては、平時も交換はしていませんし、それから有事——有事といひますか、日本が有事でない場合のたとえは米ソ戦のような場合にも提供するとはございせん、これを申し上げておるわけでございます。

○矢山委員 それじゃ、P3Cが対潜哨戒をやつた結果を、全部日本で解析できない部分がある、アメリカに渡さなければ解析できない部分がある、そのときにもこれは渡さないということですか、渡さないということですか。

○藤井説明員 平時におきましてわが国の自衛隊、海上自衛隊の航空機、艦艇等が収集しました情報につきましては、これの分析はすべて海上自衛隊が行つております。

○矢山委員 一つところでやりとりばかりやつて

る。アメリカは当然その潜水艦攻撃をやるでしょう。そうすると、哨戒、攻撃、撃沈、これは全く一つのパターンの中で行われるわけです。そうすると、これはまさに戦時情報の提供というのは集団自衛権の行使になつていくんじゃないか、こういうことを私は思つてゐるわけです。もしそれがあつたならば、それは集団自衛権の行使ですよ。それでしよう。もうあなたはやらぬというのだから、やらないのならやらぬでいい、やらぬということをおもそのまゝに受けておこう。

それはそれで置いておいて、もし戦時情報の交換をやつてそういうような情報までが提供されるなら、ならですよ、仮定、これは集団自衛権の行使に踏み込むことになる、この点だけは間違いないでしよう。

○藤井説明員 仮定の問題でございますのでなかなかお答えしにくいわけでございますが、集団的自衛権というものを対します私どもの理解は、これはあくまでもわが国の実力行使ということに伴うものであるというふうに理解をしております。要するに、いま先生設例をされました例が果たして集団的自衛権に該当するかどうか、ちよつと一概にいまこの場でお答えができないということでございます。

○矢山委員 つまり、直接武力行使をやらぬ限りは集団自衛権の問題にはならぬ、こういう解釈なんだ。

それだからこういう問題が出てくるわけでしょう。この間の国会の議論で、たとえば津軽海峡を封鎖する。津軽海峡を米軍が単独で封鎖するとするならば、日本の領海部分まで封鎖しなければ意味はないわけだから、その場合にその封鎖を、米軍の単独封鎖を認める、こういう答弁が出ておるわな。これは集団自衛権の行使じゃない、こう言つてゐるわけだ。

私は、日本の領海を米軍が単独封鎖をすること

から見たら、そう見る。日本でこれが共同行動になるのか、これが集団自衛権の行使になるのか、これが個別自衛権の行使になるのか、そんなことを一々区分けをして、これは日本の直接武力行使でないから日本はアメリカと集団自衛権の発動には至ってない、だからそこを攻撃しないのだ、そんなことにはならぬ。海峡封鎖をやれば、それを日本が了解する。ソ連にとつてみれば、海峡封鎖について日本が了解を与えた。了解を与えたというのは、積極的にアメリカの対ソ戦争の中に踏み込んだということにソ連から見ればなる。当然攻撃になってくるわけです。だから私は、個別自衛権と集団自衛権とを区別しているのがどうもよくわからない。個別自衛権にしても集団自衛権にしても、いままであなたが言われてきたことによれば、国の主権なんだ、だから個別的自衛権、集団自衛権双方ともある、こう言ってきたわけだ。ただその場合に、集団自衛権の発動はできない、何となれば、平和憲法の平和主義の原則からしてこれができないのだ、こう言ってきたわけだ。ところが、最近のこの個別自衛権と集団自衛権の議論をずっとたどって見ておると、だんだん個別自衛権の枠を拡大して、集団自衛権に属する部分をぐんぐん縮小していつていくわけだ。どうもそんな感じがする。

たとえば、アメリカの艦艇を擁護する、こういうことが公海上でできる、これは集団自衛権の行使ではない、こういうようなことを統一見解が何かで出したというのでしょうか。こういった議論をずっと見ていると、どうも個別自衛権を拡大して集団自衛権を縮小する。境目がいまはわからなくなってしまうている。

そこで私はどうしてもこの際申し上げておかなければいけません、防衛白書の中にもあなたが言っておられる。「わが国は国際法上いわゆる集団の自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されない」との立場に立っている」そこでそういうふうな立場

に立つておるのはなぜかという説明がずっとあつて、肝心なところを讀んでみると、「平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のため措置を無制限に認めているとは解されないものであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に對処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置として、はじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとされるべき必要最小限度の範囲にとどめるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に對する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」というふうな防衛白書自体に説明をしておられる。

であるとするなら、私は、集団自衛権になるからいけないとか個別自衛権の発動だからどうだとかいうような議論を繰り返す中で個別自衛権の発動の場合をどんどん拡大していつて、集団自衛権の範囲をどんどん狭めてしまふような行き方をしている、まさに平和憲法の原則に沿つて自衛権の発動を考へるなら、その自衛権の発動自体が、個別自衛権であろうと集団自衛権であろうと、要するに急迫、不正の侵害に對するのためのいわゆる最小限度のものであるという抑制を十分きかせる方向で物事を考へていかなければならぬのじゃないか、こう思うわけです。この平和主義の憲法に基づいておる自衛権行使の抑制というものを、その抑制をきかした部分を重視しないで論議をやつておるといふと、いま言つたような個別自衛権の枠を拡大していくことによつて集団自衛権の枠を狭め、日米共同作戦体制の強化の方向に行かざるを得ない、そういう状況がいまの状況だと私は思うのです。そのところを私も十分考へてあなたの方に對処してもらいたい、こう思うのですが、

御見解はいかがでしょうか。これは余り具體的なことを言っているわけではないのだから、大臣に御答弁願います。

○藤井説明員 では、とりあえず私から申し上げますが、われわれ平和憲法のもとにおきまして自衛権の行使というものが厳格に解釈されなければいけないといういまの先生の御指摘は、全くそのとおりだといふふうに理解をしております。したがつて、いかなる場合におきましてわれわれは、自衛権を発動いたします場合にはいふゆる自衛権の発動のための三要件、これを厳守して、これに該当する場合のみ自衛権の行使が可能である、このように考へております。

○安倍國務大臣 わが国は個別的自衛権しか憲法によつて発動できないわけでありまして、いまお話しのように個別的自衛権の解釈を拡大しているといふふうな御見解もあるわけですが、そういうことは一切できないし、考へてもいけない、こういうことであります。

○矢山委員 考へておるとおっしゃつては大変なことだろうから、そんなことをおっしゃるとは思つていませんが、大臣も一国の安全を預かる重要な立場にあるわけですから、個別的自衛権、集団的自衛権の議論がどういふふうな経過をたどってきたかといふことを考へるにすれば、自衛権の発動の範囲を拡大していくという背景があつて、個別的自衛権の中に集団的自衛権の分野までも取り込んでいくようなそういう解釈がどんどんなされておるといふ実態にお気づきになると思ひますから、特にこの点は今後の問題として十分考へていただきたい、そういうふうに私は思つておるわけです。

そこで、シーレーンの防衛の問題は海峡封鎖の問題に絡んでくる面がありますのでこのくらいにしておいて、あと海峡封鎖の方に移つて、ちよつと私からわかんないと思つておる点を二、三お伺ひしたいと思ひます。

この海峡封鎖というのは、米ソ有事の際にアメリカが日本周辺の海峡を封鎖することによつて、

たとえば中東で紛争が起つておるとするならば連太平洋艦隊がその方向に増援をするといふような事態が起ころぬように、あるいはアジア・太平洋地域で中東紛争に備へてのアメリカの戦略ルートに妨害することのないようにという、戦略上この防衛上の海峡封鎖といふものを非常に重要視しておると思ふのです。したがつて、これまでにも三海峡封鎖をやつてくれといふような話はアメリカ側から出されておるといふことを承知しておりますし、またF15を大量に発注してソ連のバックファイア爆撃機が太平洋の方に飛び出さぬようにやつてくれといふふうな話もたびたび出されたといふことが、われわれの方にはマスコミを通じて伝えられております。そのマスコミの報道をまるでうそだと言つてしまふ身もふたもない話ですが、私はそれは思ひませんので、であるとすると、中曽根さんがワシントン・ポストの社主とのインタビューで不沈空母の発言をやつたとか海峡防衛についての発言をやつたとかいふのは、まさにアメリカとしては大変喜んだのであつて思ふのです。自分が対ソ世界戦略上打ち出しておるアジア・太平洋地域における重要なその作戦行動に對して、積極的に踏み込んで協力してくれる態勢を中曽根総理がみずから表明してくれたといふので喜んだのだらうと私は思ふのです。

それはそれとして、三海峡封鎖あるいは四海峡封鎖といふことが盛んに言われるのですが、その海峡封鎖といふことを日本がやる事態といふのは一体どういふ事態なんだろうかと思ふのです。いや、それはわかつたことじゃないか、日本有事のときにしか日本が自分で海峡封鎖をやることはい、こゝろなるのだらうといふふうに思ひますが、その点、そんなですね。

○藤井説明員 自衛隊が考へております海峡防衛につきましては、あくまでもわが国有事の場合に、わが国の防衛にとつて必要最小限の範囲内におきましてわが国を攻撃している相手国の艦船が海峡を通過するのを制約するといふ作戦がとれる、こゝろ趣旨でやつておるものでございま

て、わが国有事以外のときに海峡防備の作戦を行うというところは全く考えておりません。

○矢山委員 わが国有事というのは、米ソ紛争を離れて、わが国だけが単独でたとえ海峡封鎖をしなければならぬようなソ連の攻撃を受けるというところを想定されておるわけですか。

○藤井説明員 わが国有事がどのような場合に起きるかという御質問でございますが、これはいろいろのケースが考えられるわけでございますし、わが国単独でやられる場合もあるかもしれませんし、あるいは他の紛争が波及して行くという場合もあるかもしれません。しかし、いずれにせよ自衛隊が行います海峡防備のための作戦は、わが国がやられておる、わが国有事ということが前提となっておるということをお願いしておるわけでございます。

○矢山委員 そこまで言わぬでもないのかもしれないが、私もいままでいろいろの承知をしていて、ところでは、日米の防衛担当者の間では日本だけがソ連の単独の攻撃を受けるような事態はないというふうに考えておられるようですね。日本が有事に巻き込まれるのは米ソ紛争のときであるというふうな日米の防衛首脳ともに考えておるというふうなことを私もたびたび聞かされておりますが、それはそれとして、日本有事のときに海峡封鎖をすることがどういう意味があるのか。たとえばソ連ならソ連が日本を攻撃するときに、海峡封鎖をやっても、それがどういう意味があるのか。私にはよくわからぬので、ソ連が日本を攻撃するときは、何も海峡にとらわれてどうだこうだというのでなしに、シベリアからこっちに向けてドーンとやってくるだろうと思うのですが、海峡なんか別に問題にならぬのじゃないですか。

○藤井説明員 わが国有事によつてどのような攻撃を相手国から受けるかということでございますが、これにはいろいろのケースがあると思ひますが、いきなりわが国の国土に上陸侵襲が行われるという場合もあるかと思ひますが、また上陸侵襲

と並行して、あるいは上陸侵襲をせずにわが国の海上交通路を破壊するという作戦をとることも考えられるわけでございます。仮に相手の国がそのような海上交通の破壊という作戦をとった場合におきましては、いま申し上げております海峡防備の作戦というのは、それを防衛する手段としてきわめて有効なものの一つであるというふうなわけには考えておるわけでございます。

○矢山委員 これは言葉のやりとりだからそんなことが言っておられるので、それはなるほど日本攻撃の態様には、分けて考えればいろいろあります。直接上陸をやつて秋田から新潟のあの海岸にどつと上がつてくる、北海道に上がつてくるということもあるかもしれない。あるいは日本の海上輸送路を遮断しようと思つてソ連太平洋艦隊がその方へ出ていくということもあるかもしれない。しかし戦争というものはそんなに一つ一つのものを切り離して物を考えることにはならぬので、ソ連が本気で日本を侵襲しようとするなら、着上陸をほつたらしかしにしておいて海上輸送路だけつぶしに出ればいいのだというふうな、そんな戦術はとらないと思う。そういう戦術をとることはむしろソ連にとっては危険なんです。本間に日本をやつとける気なら全面的に侵襲してきますよ。そんなときには海峡封鎖なんというのはおよそ意味がないのです。だから私は、いままでの防衛論議を見ておつて、どうも局限された言葉の遊戯になつて、ああでもない、こうでもないと言つていろいろの気がするのです。日本が置かれておる立場、日米の関係を考えながら、アメリカの世界戦略の中で一体日本はどう位置づけられておるか、そこを、いま言つたような議論ばかりになつていくわけですか。

話の横道にいきますけれども、いま一番日本にとつて大切なのは、たとえばアメリカの軍艦を日本有事のときに日本が守るのか守らぬのか、海上輸送路がどの範囲なのかとか、そこでどういう行動がとれるのかとか、そんな議論じゃないと思うのです。

○藤井説明員 わが国有事によつてどのような攻撃を相手国から受けるかということでございますが、これにはいろいろのケースがあると思ひますが、いきなりわが国の国土に上陸侵襲が行われるという場合もあるかと思ひますが、また上陸侵襲

のです。アメリカははつきりと、どこかの海域で米ソ紛争が起こるならその紛争はその海域にとどまらない、全世界の海域に及ぶんだ、こう言つておるわけですよ。中東で紛争が起こるならソ連はアジアで戦端を開くであろうという言い方もする。逆に言うなら、中東で紛争が起こるなら、ソ連をやつとけるためにはアメリカはアジアでむしろ積極的に攻勢に出るということも言つておるわけですよ。そういうような観点で考えると、米ソ紛争というのはまさに世界的な規模において考えられておるわけですよ。その中で日本の軍事的な位置づけ、役割りというものがいまの日米の間の最大の焦点であり、それがまた日本とアメリカとの間においての非常に重要な問題なんですよ。そのところを十分考えなければいかぬと私は思う。国会論議とあなたの方がアメリカの世界戦略の中で日米がどういふ関係にあるべきかということを考えておると、どうも乖離をされたところで議論されておるのです。こういうふうに私はこのごろ痛感しておるのです。しかし、そういう議論を本格的にやつていくためには、残念ながら日本政府は余りにもわれわれ国会の審議に資するための資料を出さない、特に防衛、外交関係の資料については、これも出さぬあれも出さぬ、あらゆる資料を与えない。そして、たまたまマスコミから漏れてくるものをもとにしてわれわれが議論しようとするなら、そんなことはありませぬ、そんなことはやつておりませぬ、すべてマスコミの報道がうそであるかのような、偽りであるかのような発言をなさる。これじゃ本当の意味の日本の安全保障論議をするといふことはできない。私はこれがきわめて残念だ。残念ついでに、いま言つたことを私は最近特に痛感しておりますので、申し上げておきます。

だから、もし国会における論議を国民みんなが日本の安全のために真剣に論議をして、日本の安全保障はいかにあるべきかということをやろうというのなら、われわれにもどろんどろん資料を提供して、そして真つ向からの議論をすべきだと思うのです。

○藤井説明員 わが国有事によつてどのような攻撃を相手国から受けるかということでございますが、これにはいろいろのケースがあると思ひますが、いきなりわが国の国土に上陸侵襲が行われるという場合もあるかと思ひますが、また上陸侵襲

○藤井説明員 わが国有事によつてどのような攻撃を相手国から受けるかということでございますが、これにはいろいろのケースがあると思ひますが、いきなりわが国の国土に上陸侵襲が行われるという場合もあるかと思ひますが、また上陸侵襲

です。一方には情報ゼロ、一方は全部の情報を知り込んで、しかも何をやっておるかということについては一切黙して語らず、危ないところへ話がいはば逃げちゃう。これじゃ、日本の防衛政策といふものは国民的な認知を受けることは未来永劫にできぬだろうと思ひます。このことについては私も政府に嚴重な反省を迫りたい、こういうふうに思ひます。

それはそれとして、次の質問に移つてまいります。米軍による海峡封鎖の問題でこの間統一見解が出されました。海峡封鎖の統一見解でいろいろ言つておられますが、大事なところを讀んでみると、「我が国の船舶が国籍不明の艦船等により甚大な被害を受けている場合等」「武力攻撃が非常に緊迫性をもっている場合において」「云々、こうなつておる。私はこれはほとんどない話だと思ふのですよ。

なぜとんでもないかというところ、「国籍不明の艦船等により甚大な被害を受けている場合等」「武力攻撃が非常に緊迫性をもっている場合」この言うのでしよう。たとえば、日本の周辺海域の海峡封鎖というのは一体どこを對象にして考えるか。これもいろいろない言ひ方があるでしょう。しかしながら問題は、海峡封鎖という事態が起こつてくるのは、私は米ソ紛争との関連において起こつてくる以外にはないと思ふのです。その海峡封鎖を米軍に単独で認める場合に、国籍不明の艦船によつて甚大な被害をわが国の船舶が受けておる、それを直ちにこれはソ連だといふふうな考えるから米軍単独の海峡封鎖を認めるわけでしょう。私はこんなべらぼうな話はないと思ひます。その国籍不明の船舶がソ連の船舶のかこの船舶か、確認できるのですか。確認できないまま、国籍不明の艦船攻撃を口実にしてアメリカの単独の海峡封鎖を認めるなんて、こんな無責任なことでは日本の安全保障を図れるのか、このことを聞きたいのです。

○栗山政府委員 ただいま御質問の点は他の委員会におきまして御質問がありまして、私から御

答弁申し上げました経緯がありますので、改めて御説明させていただきたいと思いますが、この統一見解の二の(二)で申し上げておることのポイントは、あくまでも「我が国に対する武力攻撃が非常に緊迫性をもっている場合」そういう場合には、きわめて例外的なケースとしてアメリカが単独で海峽において実力の行使をすることをわが国として容認する場合があり得るであろう。そういうわが国に対する武力攻撃が非常に緊迫性を持っている場合という一つの例示として総理がおっしゃられたケースというのが、ここに挙がっております。「我が国の船舶が国籍不明の船舶等により甚大な被害を受けている場合」ということでございます。

そこで、いま委員から御質問がありましたように、国籍不明ということであれば、それがどうしてわが国に対する武力攻撃が非常に緊迫性を持っている場合ということに結びつくのかという趣旨の御質問がございました。私もそこで申し上げたかったことは、別に、国籍不明の船舶により非常に単発的な攻撃が日本の船舶に対して行われれば直ちにアメリカのそういう行動を日本としては認めるのであるということを上記しておるわけでは毛頭ございませんので、やはりいろんな周囲の状況というものを判断いたしまして、その国籍不明——一応国籍が確認はされておられませんけれども、そういう日本の船舶を現実に攻撃しておる船舶というものがアメリカの自衛権行使の対象になっておる国と同一の国であるという蓋然性が非常に高い場合には、そういうアメリカの自衛権の行使を容認する場合もあるであろう。これがこの統一見解の二の(二)で申し上げておる趣旨でございます。

○矢山委員 だから私はとんでもないことだと言うのです。たとえば、いまおっしゃったでしょう、武力攻撃が非常に緊迫性を持っている場合、その緊迫性を持ったという判断をする代表的なものとして国籍不明船舶による攻撃が挙げられておるのですよ。そうすると、武力攻撃が緊迫性を持

ったというときに、一番の判断基準になっておるのは国籍不明の船舶による攻撃だということ。これが一番の判断基準になっておる。文章の中にはっきり出ておる。しかも、その国籍不明の船舶というものとソ連ならソ連というものと結びつきが蓋然性によって推定をされて、海峽封鎖を認める。日本の安全を守るということはそんなにためなものではないか、いいかげんなものでしょうか。私は、物事の蓋然性で——つまり日本の船舶が国籍不明の船舶によって五隻、六隻、十隻沈められてきた、どうもこの船やらわからぬ。米ソが戦争をやっておる、ああやっぱりこれはソ連じゃろう。蓋然性ですわね。そう思っ、海峽封鎖をアメリカがやることを認める。認めたらどうなるか。ソ連にとっては、日本の領海を使ってアメリカが海峽封鎖をやることを認めたのであるから日本はソ連に宣戦布告をしたのと全く同様である、そういうふうな考えでいくんじゃありませんか。そんな蓋然性や国籍不明の船舶の行動によって海峽封鎖をアメリカに認めるというふうな、そんなことで責任を持って日本の安全を守ると言えるのですか。私は、この統一見解はどうにも承服できない。

○栗山政府委員 二、三の点について、委員の御質問の前提の問題との関連で補足して御答弁申し上げます。まず委員の御質問の中に、日本の領海云々という御指摘がございましたが、これは衆議院の予算委員会の方でも実は御説明したところでございまして、ここに申し上げております三月八日に衆議院の予算委員会の方に提出いたしました統一見解は、あくまでも海峽の公海部分におきますアメリカの実力の行使というものについて申し上げたこととでございまして、日本の領海の問題は、これはまた全く別の問題であると私どもは考えております。

それから第二の点でございしますが、先ほど申し上げたことの繰り返しになるわけでございしますが、事実の問題といたしましては、現実に日本の船舶に対する攻撃が行われておるといのがこの例示のケースにおける前提でございします。そこで、それがどこから攻撃を受けておるかというところが最終的に確認はされないにしても、しかし周囲の状況から判断してわが国に対する武力攻撃が非常に緊迫性をもっている場合、すなわち放置しておけばわが国に対する武力攻撃が起って行く、いわば安保五条の事態というものを未然に防止するために、アメリカが公海上においてとうとうとしておる自衛権行使の一環としての軍事行動というものを、日本として非常に局限的な状況における例外的なケースだとは思いますが、そういう場合における日本がアメリカのそういう行動を容認するという場合も完全には排除されない、こういうことで申し上げておるわけでございします。

統一見解の最後の方にもございしますように、日本の国益、日本自身の安全の確保という国益の観点から十分慎重に対処するということは政府が申し上げておるところでございします。

○矢山委員 公海部分だけの海峽封鎖というのがあるのかないのか、私はよくわかりませんが、言葉の上としてはあるんでしょうね。領海部分は素通りにさせておいて公海部分だけ封鎖をする、その想定に立って物を言われたわけですか。では、もう一つ言えるのは、その公海部分の封鎖をやる。恐らく在日米軍が出動してやるだろうと思うのです。そうすると、在日米軍の出動ということになれば、恐らく戦闘作戦行動ということになるから事前協議になる。事前協議になったら、アメリカ軍による公海部分の海峽封鎖を認めるとするならば、そのことはソ連にとってどうなるのか。海峽封鎖を認めた、海峽封鎖というものは戦時でしかやれませんからね、それを日本が事前協議に依拠して在日米軍が出動して封鎖することを認め、これは直接的にソ連との間の紛争に日本が踏み込んでいくことになるんじゃないですか。いずれにしても、領海部分が含まれよう含まれまいと、公海部分だけに限定をされても、それを在

日米軍が出動してやるということになれば結論は同じなんです。米軍単独の海峽封鎖を許したことによって、日本はソ連に対して敵対的な関係に立ち、宣戦布告をしたと同じことになるんだ。そういうような事態になれば、日本はソ連の直接攻撃を受けざるを得ない。

そういうような重大な問題をやらんでおる決断を下すのに、先ほど来言っておりますが、国籍不明なんです。三隻沈められよう十隻沈められよう、四圍の状況からソ連の船舶だろう、こう思ったところで、確認できたわけではない。それに基づいてこういう重大な結果を日本にもたらすような海峽封鎖を認める、それが政府統一見解として出る、このことが問題だと私は言うのです。統一見解の中の後についておる文章、わが国自身の国益という観点から自主的判断に基づいて慎重に——慎重にと言われても、こういうことをやるんだということが統一見解として示されてくるのが問題なんです。だから、私はこれ以上言いませんが、こういうような重大な問題を蓋然的なものに基づいてやるというふうなことを軽々に言わぬことです。もし総理が知識がなく、勇ましい一方の意気込みでしゃべったとするならば、それが重大な意味を含んでおるなら、むしろそれを正していくのがあなたの方の務めじゃないか。総理がしゃべったんだから、総理のしゃべったことを是正するようなことをするとぐあいが悪いから、その総理のしゃべったことに基づいて、これは基本的に誤っております。そういうふうな態度は私は今後厳に慎んでもらいたい。そうせぬと、総理が無知で言うにしても知っておって言うにしても、総理の突出した発言がどんなあなたの方によって政府統一見解として権威づけられていってとんでもないことになってしまふ。これは厳重に私は注意を喚起しておきたいと思ひます。

その次の問題であります、八二年六月十六日にハロウエー前海軍作戦部長が上院の外交委員会に証言をしております。どういふことを言ってい

るかというところ、NATOに限らず、中東を初めいかなる地域で米ソ紛争が発生しようと、それは太平洋方面に同時に波及し、米ソ戦争となることは必至であると言っておるわけですから、そしてその場合は即座に三海峡を封鎖することを明らかにして、その三海峡封鎖については日本の現在の能力からして日本単独での実施は不可能である、したがって日米共同作戦になる、こういうふうな証言をしておられます。これは一体どういうことなのか。

要するに、わが国の方では自分の国に直接攻撃が加えられぬ以上は個別自衛権の発動はないんだとか、この場合は集団自衛権の行使でないんだからどうだとか、いろいろな議論をしておられますが、このハロウエー作戦部長の議会証言を見ると、アメリカ側は要するにNATOだろうが中東だろうが、米ソの戦争が起こればそれは世界に波及する、そのときには直ちにソ連の太平洋艦隊の行動を抑制するために海峽封鎖をやるんだ、その海峽封鎖は日本のいまの能力では単独ではできぬから日米共同作戦になるんだ、こう断言をしておるのです。これをどう考えているのですか。恐らく私はその方向で防衛庁当局はやっておるだろうと思うのです。やっておらぬのなら、断じてそういうことではないと、そのことをはっきりしておいてもらいたいと思います。

○藤井説明員 ハロウエー前作戦部長の証言につきましては私も承知をしておりますが、それはわが国の置かれた地理的状況がきわめて戦略的に重要なものであるということに言及したものであると理解しております。

それで、いずれにせよ、再三申し上げておりますように、私どもは海峽防備のための作戦を実施するにあくまで日本防衛のため、日本が攻撃を受けた場合でございまして、日本が攻撃を受けていないような状況でたとえ米側からそういう要請がありましても、これは政府の方針として断固お断りをするというのが従来からの政府の方針でございます。

○矢山委員 断固お断りをするというまともな発言を私もこの段階ではまともなものとして受けまして、そしてその発言がそのとおり守られるように努力を願いたいと思います。

重ねて同じような意味のことを申し上げるようですが、この間の二月十七日に、下院の軍事委員会の公聴会でワトキンス海軍作戦部長が言っております。これは私が先ほどいろいろしゃべるときにも引いた言葉だと思いますが、東西両陣営での海域での衝突はもはや一つだけの海洋に限定された限定的な海戦にとどまることはあり得ない、海峽封鎖に当たり日本に機雷作戦を求めている、この問題については協議を具体的に進めておるような発言をしておるわけでありまして、これが事実とすると、いまあなたのおっしゃったのは大分食い違っているのですが、これは事実でございますか。

○藤井説明員 現在までに米側から日本政府に対しては、海峽封鎖につきましても具体的な要請あるいは研究協議というものをやりたいというようないし出は一切ございません。

○矢山委員 そういうような話があればもちろん拒否なさるということになろうと思うのです、御答弁は、そこで、それが果たして拒否できるような日米安保の仕組みになっておるのかどうか、そのところが実は私もよくわからないのです。これは率直に言います、私はきょう外務省の御見解を承けて、私の方が実は教えてもらいたいという立場で申し上げたいのです。

実は私はこの間、八三年の二月号の「世界」を読んでおりました。その第二部の「一条約の構造」という部分があるのです。その中で百三十一ページに書いてあるのですが、これは中身を余り詳しく言いますと時間が足りませんから、後でござらんいただけばいいと思うのですが、また、恐らく研究されておるでしょうから御答弁はいただけると思ひます。百三十一ページに「無言の威圧」第七条として、「この条約は、国際連合憲章に基づき締結国の権利及び義務又は国際の平

和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない」という安保条約七条と、国連憲章の第七七条、同じく第五十三条を関連させ総合して解釈をした結果として、そういうような中東有事、世界有事に対して日本に対して共同作戦行動をアメリカが求めた場合にそれは拒否できぬのではなからうか、こういう解説がしてあるのですが、もしそういうことでいままでも問題になったようなことがありましたら、お答えいただきたいと思ひますし、私も十分わかりませんので、きょうその点について、いままでも出されておらないし、すぐ答弁ができないというのでしたら、研究をした結果外務省の御見解を承りたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○栗山政府委員 私も委員御指摘の論文はたまたま少し前に読ましていただきましたが、いまの安保条約七条の規定というものを国連憲章のいわゆる敵国条項と何らかの関連性を持つ規定であるというふうに見ることは、これは基本的に非常に間違ひであらうと考えます。

二つの点を申し上げたいと思ひます。安保条約の第七七条と申しますのは、もちろん国連憲章の優先を確認するものでございまして、これはいわば念のための規定でございまして、これは委員も御承知かと思ひますが、アメリカが結んでおります相互防衛条約あるいは安全保障条約、具体的にはたとえばNATO条約でございまして、かA.N.Z.U.S.の条約でございまして、あるいはフィリピンとの相互防衛条約とか、こういう条約にはすべて入っております。別に日米安保条約に特有の規定でございまして、先ほど申し上げましたように、アメリカが友好国との間に結んでおる相互防衛援助条約のほとんどすべてにこの規定が入っております。

その趣旨と申しますのは、先ほど申し上げましたいわば当然の憲章優先規定、これを念のために確認するという趣旨のものであるということ、過去においても政府が御説明したことがあると思

います。

それから他方、委員の御質問の中に御言及がございました国連憲章のいわゆる敵国条項と称されております規定でございまして、これについては従来から政府が御答弁申し上げておりますように、これらのいわゆる敵国条項の規定は、わが国が国連に加盟をいたしまして、平和愛好国としてほかの加盟国と全く平等の立場を国連憲章のもとにおいて加盟国として取得した以上、わが国に対しては適用がないのである、こういうことは従来から政府の見解として申し上げておると思ひます。したがって、いづれの点から見ても、この安保の七条というものがいま委員が御指摘になりました論文の中に書いてあるような意味合いを持つということ、全くあり得ないことであるというふうに私も考えております。

○矢山委員 この点、私は、国連憲章に百七条というものが厳然として存在している以上、やはり問題が起これる可能性は否定をできない。というのは、それぞれ国連憲章あるいは安保条約を解釈するのは、アメリカはアメリカの立場で解釈するでしょうし、日本は日本の立場で解釈するわけだから、そうすると最終的にはその条文が厳然として残つておること自体に問題があるわけで、もしその条文の効果をなくしてしまうというのなら、国連決議で明確な決議がなされておるとかなんとかいうことによつて百七条が日本に適用されないということが明確になっておるなら別です。しかしながら、そういう措置もなしに、厳然として条文が存在しておるということ、これは将来問題が全然ないというふうには言い切つてしまふことはできない重大な問題を含んでおると私は思っております。しかし、これは先ほど最初に申し上げましたように私ももう少し勉強してみたいと思ひますので、この点に対する質疑はきょうはこれで打ち切っておきたいと思ひます。

それから、少し飛ばしまして、ちょっと気にかかるところがありますのでお伺いしておきたいのです。対馬西水道の海峽封鎖との関連においてこれ

までも衆議院等でもいろいろ議論をなされておるようでありますが、それはそれとしてきょうはおきまして、実はその関連で気にかかる記事を新聞で見ましたので、この点お伺いしておきたいのです。

それは、韓日議員連盟が三月五日に発表しているのですが、五月初め東京で韓日、日韓議員連盟の外交安保委員会を開いて、日韓安保協力態勢の具体的な協議を行う方針を明らかにした。そこでどういふものが協議されるかということについては、一つは、朝鮮半島有事の際の協力態勢、二番目に防空に関する情報交換、三に海峡封鎖の具体案、四に軍事訓練の相互参観、五番目に海軍士官学校、日本の場合は防衛大学の生徒の交換及び両国の港への寄港問題など幅広い安保協力が話し合われる予定だ、こういうふうに伝えておるというのですが、これに対して政府はどういうふうにお考えになっておるでしょうか。

○安倍内閣総務大臣 いま、日韓議員連盟、韓日議員連盟、これは御承知のように、わが国の国会議員、それから韓国の国会議員、超党派で組織をされておる議員組織であります。いろいろの問題がここでは論議されておることは御承知のとおりであります。五月に総会があつて、そしてその総会で日韓の安保問題についての委員会を設けるとか、そういうテーマでもって論議をするとか、そういうことについては私はまだ何も聞いておりませんけれども、しかしこれは政府と政府の間ではありませぬし、議員の皆さん方が集まられて、朝鮮半島の情勢とかあるいは日韓の今後の問題とかいふものについて自由に論議をされることは、これは議員連盟のごときでございますから、政府としてこれに対して関知すべきことではないのじゃないか、こういうふうには存じておりません。

日韓の共同声明を読んでおつたのです。そうしたら、共同声明の第七項にこういうことが書いてある。「両国首脳は、政府、国会及び民間の次元における両国間の各種経路を通ずる幅広い対話と交流を促進させることにより、諸分野にわたる両国間の協力が円滑に成し遂げられるよう互いに努力することにした。」こうあるのです。そうなるやうなことを、議員サイドの交流でこういうことを話し合うのだからということだけで片づかない問題を含んでおるのじゃないか。むしろ議員サイドの中からこういうきわめて重要な問題を積み上げていって、そして両方の意見が一致をしていけばこれが具体化されていく、そういうような危険を日韓共同声明第七項のたゞいま読み上げた部分との関連で私は感じておるわけですが、いかがでしょうか。

○藤井(宏)政府委員 お答え申し上げます。日韓共同声明の第七項の御指摘の部分は、総理が訪韓されました際に、今後日韓の両国の広い国民各層の間での対話を活発にしていこうという趣旨から盛り込まれたものでございまして、したがって、その中にはもちろん議員の交流も含まれますし、いろいろな国民各層の交流が含まれるわけでございます。したがって、それは政府同士の意見の交換あるいは政府の交渉という趣旨のものとは別のものでございまして、国民各層の幅広い交流を促進していこうという一般的な日韓両政府の意図を表明したものであるというふうに理解しております。したがって、先ほど御指摘になりました具体的な点につきましては、先ほど大臣が御答弁になりましたように、超党派で構成されております日韓議員連盟がどのような活動を今後していくかということについて、現段階では政府は十分に状況を把握しておらないという状況でございます。

それから、いまの説明ですが、私は疑い深いわけじゃないのですが、「諸分野にわたる両国間の協力」、これは諸分野ですから、経済も入っておる、軍事も入っておる、文化も入っておるでしょう。いろいろな分野にわたる両国間の協力です。軍事の分野であるなら軍事協力、これが円滑になし遂げられるように互いに努力する。国会議員の次元における幅広い対話と交流をやつて、軍事の分野での両国間の協力が円滑になし遂げられるやう、両国首脳、内閣総理大臣、韓国大統領の間で努力する。これはそんなに軽々しく、外務大臣がそうおっしゃったから、はあそうですか、大して関係ありませんと言つて済ませられない重要な問題があるということをお私に指摘しておきます。

それから、もう時間、時間といつていろいろうつつだけ。これも深い関心を持って見ましたので、お伺いしておきたい。一月末日本にシュルツ國務長官が来ましたね。あの國務長官が来たときに、その筋からという新聞の発表なんですが、アメリカ政府は、自国に核抑止力を備えないままソ連に核ミサイル撤去を求めているのが国の姿勢を非現実的であるとして、こうした見方を非公式に政府に伝えてきているというふうな言われておりますが、政府はそういうことを伝えられたのが事実なのかどうか、事実とするなら、これに対してどういふふうにお考えになるか、承りたいと思つております。

○安倍内閣総務大臣 御質問につきましては、SS20の極東配備の問題に関連するものじゃないかと考えておるわけですが、この問題につきましては、一月下旬のシュルツ米國務長官の訪日の際、総理及び私の会談において取り上げられたわけでございますが、米側が御指摘のような発言をした事実はありません。こういうような会談におきまして総理また私よりそれぞれ、最近のソ連がこれまで極東に配備済みの分に加えてさらに欧州地域配備のSS20を極東へ追加的に配備すると

言及している事実を指摘しながら、欧州における中距離核戦力制限交渉に当たっては、米國としてはわが國を含むアジアの安全保障に対しても十分配慮をするように要望したわけですが、これに對してシュルツ長官は、わが國の立場に十分理解を示すとともに、今後とも本件の中距離核戦力制限交渉の動向については緊密に連絡、協議を行う意向である旨を述べたわけでありまして、私もシュルツ國務長官とは何回も会つておりますが、あの人は非常に慎重な人でありまして、また日本の立場というものを非常に理解しておる人でもあります。ですから、日本の立場を損ねるといいますか、害する、こういうふうな発言については非常に慎重でございますし、いまおっしゃったようなことは全くないわけでございます。これははっきりと申し上げておきます。

○矢山委員 安倍外務大臣が直接お聞きになっておられなくても、外務省の方にもそういう話は一切なかったというふうには理解したいのです。

○北村(汎)政府委員 ただいま外務大臣から御答弁がありましたが、シュルツ國務長官が東京におりました間、私もいろいろな場合にアメリカ側とも話をいたしましたけれども、そういうような発言は一切ございませんでした。

○矢山委員 私は、もしこういう発言があつたとすると、これまたアメリカは嫌なことを考えてきたなと感じたのですよ。というのは、アメリカの核に頼るというならアメリカの核の持ち込みぐらいい正面から認めなさい、核を備えずにソ連の核を撤去しろつたてで話じゃないじゃないか、こういうふうな言つてはと一発かまされたのじゃないか、こう思つて、アメリカというのにはなかなか手練手管を弄するな、最近ではエンタープライズが来たし、もう少しすれば艦載機ユージャージーが、非核、核両用の巡航ミサイルを積んだのが来るとか来ぬとか言われておるし、カール・ビンソンも来ると言つておるし、そろそろこの辺で核持ち込みを認めさせようというふう

犠牲になるというようなINFF交渉であつては困
るということを口を酸っぱくするほど言つておる
わけで、これに対してはアメリカも十分理解し
て、そういう立場、そういう考え方でこれに臨も
うということを書いております。

なことがクロムイコさんの口から出たというふうなことで、日本としてもソ連に対して強硬な抗議を申し入れております。同時に、私もできればグロムイコ外相に日本に来てもらって、これは外務大臣がちょうど来る番になっておりますから来てもらって、そうした軍縮問題について日ソで直接話し合う機会をぜひとも持ちたいものだ、というふうに考えておりまして、四月の初めには日ソの事務レベルの会議がありますから、そういうところで外相会談等についても話し合いをさしたいい、こういうふうに思っております。

でもなかなか場がないような御発言ですが、これはやろうと思えばやれるのです。核の問題は何も米ソだけの問題じゃないんです。全世界的な問題ですから。したがって、むしろソ連がそういうことを言っておるときこそ、こちらが能動的に出る道を探る、そういう努力をお願いいたします。日ソ問題等についての関連で聞かなければならぬわけですが、約束の時間が参りましたから、これできょうは終わりますが、またのときをお願いしたいと思います。

○橋口委員長 上原康助君。
○上原委員 別の委員会の関係もあって、先ほど御質問した矢山先生のやりとりも聞いていませんが、若干重複する面もあるかと思うのですが、せっかく外務省設置法の審議をし、外務大臣おいでですので、時間の範囲内でお尋ねをいたしますから、ひとつ誠意ある御答弁を賜りたいと思います。

本題に入る前に、本題というか聞きたいことをお尋ねする前に、ちよつと法案の牛で一、二点ご

け、お尋ねというか要望をしておきたいわけですが、例年、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務をする職員との給与の改定といふことは、勤務条件の改善等の法案が提出をされ、あるいはまた新たに大使館、総領事館、領事館その他の在外公館の設置を今日までやってきているわけですが、逐年在外勤務をするのが公館の皆さんの勤務条件なり相手国との友好関係、親善等についても前進、改善をされてきていると思ひます。その点はそれなりに評価をいたしたいと思ひます。

これまで私もほとんど内閣委員会に属してまいりましたが、一つは在外公館の場合の治安の問題ですね、一時期大変問題になった時期がございました。特に発展途上国とかあるいは国際紛争が局地的に起こっているところでの治安問題。いま一つは、在外に出張している、あるいはお仕事の都合で行っている、外務省職員のみならず日本人が相当行っている。そういう方々の子女の、出先、現地における教育問題ですね。同時にまた、一遍帰国をなさったときの本邦における教育システムというか、そういった制度に編入なさる場合のいろいろな進学等々で大変問題があるといふことも今日まで指摘をされてまいりました。

そういう事柄については現在はどういう状況になつておつて、それぞれの在外に勤務をする、これは政府関係、民間人を含めて、そういう方々の要望におおむね沿える段階に來ていると理解をしていふのかどうか。まだ改善をすべきであるとすると、どのような面を今後改善するべきであるとすていく方針をお持ちなのか、そこいらの点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○枝村政府委員 いま大変温かい御激励の言葉をいただいたわけでございます。過去十年ぐらいいども、療養地対策と申しますか、不健康地対策といふことで諸般の施策を講じてまいりまして、そういう面でもかなりの前進が見られたと思つております。また、この法案を審議いたします都度内閣委員会で決議をちょうだいいたしておりますので、そういう決議の趣旨を踏まえまして一層の努

力をしてまいりたいと思ひます。

現在、まだ私もとして、正直に申し上げて、不健康地対策といふのは完全に満足すべきところまで来ておるとは思ひません。何と申しまして環境の厳しいところでは、基礎的な生活条件でございますたとえば電圧というふうなものが一定しないとかそういうこと、あるいは電気の供給、上水の供給、そういったものさへ十分という状況でございますので、これは大変努力しておりますし、御支援も得ておりますが、まだこれからやるべきことは多々あるといふふうに考えておりますので、今後ともひとつ御支援をお願いいたします。

特に警備の問題は、正直申し上げて私も大変心配でございます。むしろ一般治安といふものは、地域は申しませんが、かえつて悪くなる、特に現在の経済情勢が悪くなつておりますことを反映いたしまして悪くなつております。私もいろいろ警備員を館員が雇いますときに補助をするとか、あるいは在留邦人の保護についても御相談に乗つて万全を期したいと思つておりますけれども、まだまだこれからだといふふうに思つております。

子女教育の方につきましては、幸いして今日まで七十二校でございますが、全日制の日本人学校が在在外で設置されておまして、全体で申しますと在外子女三万三千名のうち、大体四五%がこれによつてカバーされておりますし、あとその補習授業校に通学しております者が一万一千三百名というふうなことで、これは三四%でございます。かなりの程度に達しております。その他の人々はおおむね日本人学校以外の形で教育を受けられるといふことであらうと思ひますが、まだこの努力を緩めるといふわけにはいかないと思ひます。

と申しますのは、今後とも日本の国際的な関係が深まりますにつれて在在外で活動される人々もふえるわけでございますから、今後とも努力をする必要はあると思つております。しかし、おかげさ

まで少なくともそういった状況に適應し、かなりの程度に改善しつつあるといふことはそのとおりでございます。今後ともよろしく願ひいたします。

○上原委員 かなり改善されてきている向きの御答弁ですが、なお一層努力をしていただきたいと思ひます。

私はいろいろ議論を聞いておつて感ずることには、在外公館の職員の労働条件といふか、一般的に言う待遇問題、あるいはほかの国と比較をして大使館の職員が少なくないかといふこともよく言われます。それはそれなりに理解をしないわけでもありません。ただ、そういう比較論だけで、在外公館の問題なり外務省の果たしている役割りといふものが十分機能しているかといふと、必ずしもそう受け取れない向きもあるわけですね。したがつて、改善すべきところは誠意を持って改善をしていただきたいし、特に海外に行つて大使館などから要望があることは、一定限度わが国として取得をすべき大使館の土地の購入とか、そういう面が非常に問題だといふことが一時期ありましたね。安いうちに買つておつたらむしろ経済的にも予算面でもよかつたのだが、なかなかむづかしいとか、そういうことなどもよく聞かされた面もあつたわけですが、そういう点は一般論としてはかなり改善されてきたのかどうか、その点だけは確かめておきたいと思ひます。

○枝村政府委員 御指摘のとおりでございます。在外公館の建物、これは国有化していくことがいろいろな警備対策上も、先ほど御指摘もございましたが、望ましいわけでございますし、また長い目で見て国費の節約にもなるわけでございます。

そういうことで現在までのところ、公邸につきましては六二%まで国有化を達成いたしております。これは在外公館の数が増えていくことを考えますと、従来、十年ぐらいい前でございますが、せいぜい五〇%であつたのがとにかくここまで来たといふことはかなりの成果であつたと思つてお

ります。他方、事務所の方は二六%にとどまつております。これは、事務所といふのはどうしても館員がふえたりしますと機動的に運営するといひますか、スペースをふやす必要があつたりいたします。まして、事務所よりも公邸の方を国有化では優先するというのが原則でございますのでそういう数字が出ておりますが、今後とも両方の国有化の促進については努めてまいりたいと思つております。

○上原委員 なかなかこういう行革絡みといひますか、財政窮迫の状況ですから思うようにほかどうらない面もあらうかと思ひますが、そういうことにつきましてはやはり中長期にお考えになつて、取得、国有化した方がいいといふことについては逐次お進めになつていただいた方がそれぞれ関係者の要望に沿うようになるんじゃないかといふ点だけ申し上げておきたいと思ひます。

そこで、きょうはできるだけ時間節約してもらいたいという御要望もあるようですから、そうしたいわけで、端的にお尋ねをさせていただきますと思ひます。

最初に核問題についてお聞きしたいのですが、この件は予算委員会あるいは内閣委員会、安保特、外務委員会などですでに多くの委員の方々が御尋ねになつておまして、何回聞いても非核三原則は守りますとか、あるいは非核三原則についてはアメリカ側も理解を示しているとか、安保条約、地位協定の取り決めに基づいてわが国への核の持ち込みについては原則ノーだとか、そういうお答えしか出てこないわけですね。しかし、これは国民は納得しないと思ひます。

そういう立場で、特にエンタープライズの寄港もありましたし、このエンタープライズは御承知のように六八年の一月以来実に十五年ぶりの寄港になつておるわけですね。しかもこのエンタープライズといふものが七万五千七百トンという原子力空母であるといふ点、なぜ十五年ぶりに寄港してきたかといふことを私たちはきわめて重視をしなければならぬと思ひます。米側からの寄港

○上原委員　そうしますと、母港化はアメリカ側から要請がない。仮に佐世保を母港化したい——たとえばミッドウエーの横須賀も、母港じゃないということを言ってまいりましたね。しかし現実として、実態としてはこれはミッドウエーの明らかな母港ですね。アメリカ側も議会筋でしたか、そういう発言をやった。それは一般論として言っているのだといって打ち消したりいろいろやっておりますが、実際、実態としてはミッドウエーは横須賀を母港にしている。母港化を拒否します

別の角度から言いますと、そうしますとたとえばミッドウェーが横須賀にしばしば入港してきている、母港の基地になっている。エンタープライズが将来長崎、佐世保をそういうふうに使っていく可能性というのはあり得ると見られますね、いまのあなたの御答弁からしても。

○北村(沢)政府委員　まず事実関係を申し上げますが、ミッドウエーが横須賀に寄港をいたします。これはわりあい頻繁にいたしますのは、先ほども申し上げましたとおり、その乗組員の家族の居住地が横須賀にあるからでございます。これを母港というふうに言っても差し支えございません。しかし、エンタープライズが今回佐世保に寄港いたしますのは、先ほども申し上げましたよう

○北村(注)政府委員 私どもが承知しておりますのは、エンタープライズと一緒に入っておりますのはベインブリッジ、これは巡洋艦でございます。それからハリ・ヒル、これは駆逐艦でございます。それからウォーデル、これはミサイル駆逐艦でございます。そのほかフリゲート艦、駆逐艦六隻ぐらゐが入っておりますように聞いております。

○上原委員 六隻ぐらゐというのもしさか問題ですが、そういう御答弁ではないかと思ひます。

確かにエンタープライズ、原子力空母七万五千

かね、時間の都合もありますから。おっしゃるベインブリッジ、これはたしか原子力巡洋艦ですね。七千六百トン、これは乗組員は五百四十一人ですか、五十人くらい。ワデル、ミサイル駆逐艦三千三百七十トン。ハリー・W・ヒル、駆逐艦五千八百三十トン。ヘブバーン、フリゲート艦三千一十トン。そのほかにもあるわけでしょう。いま大きな艦船だけ六つ挙げましたが、あなたが言う六隻、全体で乗組員は何名ですか。そしてそれぞれの艦船はどういう装備がなされているのですか。

○北村(汎)政府委員 エンタープライズにつきましては乗組員の数その他装備の点など明らかにしておりますが、その他の艦船につきましては、いまここに詳細な資料を持ち合わせておりません。

○上原委員 装備は。

○北村(汎)政府委員 その他の艦船の装備についても、詳細をここに持ち合わせておりません。

○上原委員 あなた方、それはおかしいのじゃないですか。それも何も確認というか、せめて一般的な常識の範囲で調べられる程度もやってないで……。また後ほどお尋ねします。

防衛庁来ていらっしゃると思うのですが、いま艦船名を私が挙げましたね。防衛庁、防衛の立場から見ると、こういう艦船はどういう装備が一般的になされていると思われるのか、大体どのぐらいの乗組員がいるのか、専門家ならわかるでしょう。それをはっきりさしてください。

○藤井説明員 今回佐世保に入港しました艦艇が具体的にどういった装備をして、あるいはどういう人間を乗せているかというのは把握しておりませんが、一般的に申し上げれば、たとえばエンタープライズにつきましては、排水量は先ほど先生おっしゃいましたように七万五千七百トン、艦載機が八十六機、それから兵装といたしましてはシースパロー、これは対空ミサイルでございます。それからC IWSという高性能の二十ミリ機関砲、こういうものを搭載しております。それから人員は大体五千五百名というふうに承知しております。

それからベインブリッジでございますが、これはミサイル搭載の巡洋艦でございます。これはハーブーンという対艦ミサイルを八発、そのほかスタンダードミサイルといえます対空ミサイル、アスロック魚雷発射管、こういうものを装備しておるといふふうに承知しております。

○上原委員 いまの五千五百名というのは、エンタープライズは抜いてですね。五千五百という人員は、エンタープライズの人員のほかですか。

○藤井説明員 今回エンタープライズが具体的に何人乗せてきたか承知しておりませんが、エンタープライズの搭載人員、乗員といたしましては五千五百名という資料がございます。

○上原委員 私が尋ねているのは、エンタープライズはさっき私が言ったでしょう。そのほかの艦船の人員はどのぐらいいるかということがわかれば答弁していただきたいと言っているのです。

○北村(汎)政府委員 ただいま調査をいたしておりますので、わかり次第答弁させていただきます。

○上原委員 外務大臣、こういう実情なんですね。これだけいろいろ疑問が持たれておりながら、エンタープライズに乗っているのは大体五千五百名ぐらいだ、あとの原子力巡洋艦、ミサイル駆逐艦その他の駆逐艦、フリゲート艦といふものの人員さえもわからない。恐らくまたこれも、防衛秘密だからそういうことは明らかにしないと逃げるでしょうがね。皆さんちょっとお粗末じゃありませんか、正直申し上げて。私はなぜこの点を明らかにしていただきたいと要望しているかというところは、外務大臣、これは明らかに事前協議の問題と密接な関係があるからなんです。核の問題とも。その人員はぜひ明らかにしていただきたいと思うのです。

そこで、時間の都合もありますから私の方からお尋ねしますが、要するに簡単に言うと、エンタープライズの入港というものは、事前協議の「配置における重要な変更」に、ある意味じゃミッドウェーもわかりだと思ふのですが、それよりもなお問題があると言えらる。ここを皆さんはごまかそうとしているわけですね。これにも配置における重要な変更の中身はどうだとか、「海軍の場合は一機動部隊程度の配置」となっているとか、いろいろな理屈はつけている。実際問題としてこれだけの艦隊が一緒に寄港してきても、それは一時的だから、一時寄港というようにすることは配置の重要な変更にならぬということ自体が、事前協議の一つのいわゆる落とし穴というか、問題だと私は思うのです。

外務大臣、その点については納得できません。どうなんですか。人員にしても少なくとも一万人近くになるはずなんだ。どんなに軽く見積もっても七、八千人にはなるであらうでしょう。八千ないしその前後であるとする、これは大体一個師団にならないとは言えませんが、陸の場合の。それもまたいろいろ基準は皆さんに定めるかもしれません。だから、事前協議で言う核の問題あるいは決然認めたわが国の国是という非核三原則の問題とわれわれが具体的にこの指摘をする、何とか論議をすりかえようとする。この点についての明確な答弁をこの際求めておきたいと思ふのです。

○北村(汎)政府委員 まず第一に申し上げたいことは、艦船がたとえミッドウェーの場合も横須賀にその乗組員の家族を置いておるといふことで寄港するとか、あるいは今回のようにエンタープライズが乗組員のレクリエーションと休養のために五日間寄港する、こういうことは事前協議に言う配置という概念には当たらないわけでございます。配置というのは、あくまでもその活動の根拠地といふものがそこに存在するといふふうに考えておるわけでございます。まず配置に当たらないということをおし上げたいと思ふのです。

それからただいま、こういうような皆さんの船が入っていることは配置における重要な変更であって、事前協議の対象になるのではないかと、いろいろな御指摘もございましたが、私はまず配置

ではないということをおし上げた上で、その規模におきまして、先ほど先生も御指摘になりましたように、配置における重要な変更というのは海軍の場合には一機動部隊、タスクフォースと申しますが、これは二ないし三のタスクグループから成り、それぞれのタスクグループといふのは空母一隻に三ないし四隻の駆逐艦より構成されるということでございます。エンタープライズ一隻その他数隻の船が入った場合、これはまず配置ではございませんけれども、その配置の規模という点から申しましてこれは事前協議の対象となるものではないということ、この二点を申し上げたいと思ふ。

○上原委員 それもこれまで議論されたことでもすれ違いになっているわけですが、あなた、タスクフォースとか、私もその程度は調べてあるのです。こういう量的問題や量的基準を決めたのは三十五年でしよう、一九六〇年。その後、アメリカの第七艦隊にしても第三艦隊にしても、編成規模も縮小しているのです。質がよくないから。そういう理屈だつてわれわれの方から成り立つわけね、外務大臣。あなた、ちゃんと駆逐艦二隻ついているんでしよう、三ないし四と言ふんだもの。それは物のとりやうの問題だといふのです。確かに今月の三月二十一日から二十五日のわずかの期間だから、これは配置といふふうに見れないかもしれない。しかし、アメリカがねらっているのは何かということになると、私が指摘していることは当たらずとも遠からずと思ふます。これは後で言いますけれどもね。そういう疑問点には政府は一切答えていないということ、この際改めて指摘をし、次に進みたいと思ふ。

そこで、このエンタープライズに当たって、これが入港することもあるからかと思ふのですが、外務大臣、去る十七日にマンスフィールド在日米大使にお会いをして、いろいろ核持ち込み問題をお話しなされたようですね。予算委員会その他における議論もマスコミを通してある程度知っ

ているつもりですが、大臣の熱意は一応評価をしたいと思うのです。改めて非核三原則を米側に遵守せしめようという、まあ本意であればなお結構だと思ふのですが、一応問題が非常に大きくなっているからそういうふうになつたかと思ふのです。しかし、あの会っている写真なり話し合いの内容をいろいろ見てみると、全くこれも形式か儀式かですね。外務省の皆さんだって、こちらの言うことはもう決まっているし米側の言うことも聞かなくてもわかっている、この程度のものでしょう、非核三原則の確認とか事前協議問題というのは、これでは国民は納得しないわけです。どういうお話し合いをマンズフィールドさんとなさいましたか。

○安倍内閣大臣 これは前国会でしたか、F16が三沢に配置されるということがあって、たしか社会党議員の方から、核の持ち込みの疑問があるから米側にただすべきである、こういうふうな質問が出て、近いうちに米側に核持ち込みの問題について日本政府の立場を説明して、米側のこれまでの態度、考え方を再確認しましょう、こういう答弁をしてあります。その後、エンブラも入ってくるというふうな点になりましたので、私からもやはり大使と直接会つてこの点については再確認しなさいやならぬ、そういうふうな考えまして、実はマンズフィールド大使にお目にかかりまして、F16の三沢配備あるいはまたエンブラの佐世保入港ということを含めて、いろいろと国民の中にも疑問を持つ方々もおられるので、この際日本の非核三原則の立場を明快に、いまだに伝えるまでもないことかもしねぬけれども明確にお伝えをいたして、アメリカ側のそれに対する態度、考え方を話して聞きたい、こういうことを申しました。これに對してマンズフィールド大使は、核の問題については日本国民が非常にセンシティブであるということをも自分もよく承知いたしておるし、また日本政府が非核三原則を持つておるといふことも十分承知しておる、さらにまた日本とアメリカとの間には日米安保条約があつて、さらにその関連取

り決めがある、そのもとで事前協議というものがある、したがってアメリカ政府としては、核の存否についてはアメリカの政策として内外に明らかにすることはできない、これはアメリカの政策であるけれども、しかしわれわれは日本政府とアメリカ政府との間に結ばれた日米安保条約、関連取り決め、そのもとにおける事前協議事項というのは誠実に遵守をいたします、条約は守ります、約束は履行します、こういうことをはっきり言っているわけでございますから、日本国民の中でそれでも疑問を持つ人もあるかもしれないけれども、これでもつてきわめて明快になつたと私は思つております。

○上原委員 明快になつていふことは、アメリカが原子力法を盾に核の持ち込みをしているということだけじゃないですか、外務大臣。それは納得できませんよ。

そうしますと、これも何回かいろいろ問題になつてきていることですが、この領海通過とか一時寄港を含めて核の持ち込みはなされていませぬね、アメリカはやりませぬねというところは外務大臣の方から念を押しましたか。言うところのインドロククシオン。そういう話し合いをしたかどうかをまず聞きましょう。

○安倍内閣大臣 私からは、大使もいま日本の国会で論議していることはよく御承知でしょう、また国会で日本政府が答弁していることもよく御承知でしょう、いまエンブラの問題あるいはF16の問題もありまして、そういうことを含めて日本はいま三原則という立場を堅持しているんだ、こういうことを説明いたしておりまして、いまお話しのような寄港であるとか領海通過であるとか、そういう具体的な点でも詳細に私から国会論議の内容を説明しているわけではないのですけれども、しかし私から国会の論議はよく御承知だろうと言つておりますし、アメリカもまた、日本の国会でどういふ論議がなされて、日本政府がどういふことを答弁しているかということはもう知つていられるわけでございますから、それはわれわれの間では前

提の問題である、こういうふうな思つております。したがって、そういう具体的な案件、問題について私は触れてはおりません。しかし、アメリカとしても安保条約を守る、事前協議の条項は遵守するということをおっしゃるわけですから、私はこれで十分じゃないか、こういうふうな考へております。

○上原委員 まあ細かい点、これまでの経緯についてはもう申し上げませんが、それでは納得できないじゃないですか、核持ち込みというのは、先ほど挙げましたね、エンタープライズ、駆逐艦、いろいろ六隻の艦船の名前を。エンタープライズを含めていまの米海軍の装備の実情とか能力からして、大臣、これは政府の専門の皆さんが、あれだけの艦船に全然核弾頭が積載されていない、核装備されていないとは、常識からするとこれもそうは思つていないはずですよ。三十五年から三十年近くもずっとでしょう。一遍も事前協議をしようというアメリカ側からの相談がないわけでしょう。そうすると、沖縄基地、横須賀、あるいは岩国、三沢、横田、佐世保、こういうところを含めて、アメリカが核装備とか核弾頭を含めて一遍も持ち込まないでこれまでのいろいろな紛争とかそういう国際情勢の緊張下に対応できたと思ひますか。できないでしょう、常識論からいふとこれは。そのごまかしをわれわれは絶対了解できないと言つていられるんですよ、外務大臣。日本が非核三原則を、いわゆるつくらず、持たず、持ち込まずを一つの国是、政策として持つていられる。アメリカは原子力法、マクマホン法で核の存在については明らかにしない。だから、ミッドウェーであるとか同様に艦船であるとか、それに核が搭載されているかあるいは核が搭載されているかについて、突き詰めて話そうとすると、核の存否についてはわが方は言わないことが国策であります。かみ合わないじゃないですか。これでどうして核が持ち込まれているか持ち込まれていないかという確認ができますか。艦船に何名乗っているかさえもあなた方は明らかにできない。どういふ装備

をしているかも確かめてない。いつまでも、まあ言葉は悪いかもしれぬが、インチキ答弁では納得できませんよ、外務大臣。一時通過の問題とか一時寄港、領海通過についてはやはりすでに黙認をされてきているんじゃないですか。もうその点は、少し良識ある外務大臣ならばつきりして事を言つてみたらどうですか、将来のニューリーダーとしても。どうですか。

○安倍内閣大臣 私はごまかしも何も言つていないじゃないかと、明快に答弁をしているわけですよ。さっきお話しのように、わが国はもう非核三原則がある。そして核の持ち込みについては事前協議の対象になる。事前協議になつたときはすべてノーだということは、長い間政府が答弁をしてまいりました基本方針であります。そこでアメリカもこの事前協議事項については誠実に遵守するといふわけですから、日米安保条約というのは両国の信頼関係がなければとうてい成り立たないわけでありまして、したがって、アメリカが核持ち込みという場合には当然事前協議の対象になるわけですから、アメリカは事前協議なしに核の持ち込みはしないといふことをごさいますから、これまでも確かに事前協議がなかつたことは事実であります、安保条約のためえ、お互いに約束、義務を誠実に遵守するといふ立場から見ましてそういうことはあり得ない、なかつたといふことはつきり申し上げるわけでございます。

○北村(汎)政府委員 先ほど上原委員から御指摘のごさいましたアメリカの原子力法、マクマホン法との関連で答弁をさしていただきましたが、確かにアメリカには原子力法によつて核の所在を確認することも否定することもできないといふことは、これはそういう立場をアメリカはとつておるわけでございまして、昭和四十九年十一月七日にアメリカの国務省から私どもが回答を得ておりますアメリカの公式見解は次のとおりでございます。核の所在について確認することも否定することもできないといふ立場を明らかにした後、しかし、「合衆国の原子力法又はその他の如何な

る国内法も、正当に権限を付与された合衆国政府の官吏が事前協議に関する約束を履行することを禁止し又はこれを妨げるものではない。」これがアメリカ合衆国政府からわれわれが得ておる公式の見解でございます。したがって、原子力法の存在によってアメリカが核の持ち込みについて事前協議を行うことができないうことではございません。

それから、先ほどのエンタープライズと一緒に入っております六隻の艦船の人数を調べましたのでお答えいたします。これはいづれも出典はジェーン年鑑でございます。エンタープライズは先ほどから答弁をいたしておりますが、ペインベリッジは五百四十一名、ハリ・ヒルは二百九十六名、ウォーデルは三百五十四名、ヘプバーンが二百四十五名、それからハルが二百九十二名、サクラメントが六百名でございます。合計いたしますと七千八百二十八、約八千名ということになります。

○上原委員 約八千名でしょう。八千名なら一個師団にやがてなりませんか、人数においては、基準は。それはいろいろあるでしょう。そこで、いまあなたがおっしゃったように確かに原子力法との関係ではそういう答弁が国会で、予算委員会でもなされて、私もそれは調べました。そうであれば外務大臣、逆に、では本当に核が積載されていなければいはいは核が積載されていなければ、核弾頭を積載してはいないか、日本側は確認できるわけでしょう、それを盾に。なぜやらないのですか。原子力法によって、マクマホン法によって核の存在について明らかにしないが、そういう見解だということであるならば、これだけ国民が疑問を持っていてのだから、日本側の主体によって、エンブラが核を積んでいるのかどうか、単なる信頼関係と言わず調査する必要があるのか。点検、検証する必要があるのか。それをやらぬでおって、それは積んでいません、持ち込まれていないと言ふから問題なんです。

僕は入れていいと言っているわけじゃない。そういう答弁では通らない事態になっている。では外務大臣、少なくとも逆にそれを利用していただき、いま北村さんがおっしゃったことを。そうである、改めてわが方から領海通過あるいは一時寄港についても非核三原則をアメリカは遵守しているという確認をとれますか、政府として。

○安倍内務大臣 アメリカはとにかく核の存在については明らかにしない、世界のどこへ行っても内外で明らかにしないというわけですから、われわれが幾ら言ったところでこれはアメリカとしては明らかにできないわけですね。ただ、アメリカは逆にまた、日米安保条約は遵守します、事前協議条項は誠実にこれを履行しますということも言っておるわけですから、核の持ち込みについては事前協議の対象になるわけですから、核を持ち込むという場合においては日本に対して事前協議を求める、その事前協議がないという以上は核の持ち込みはない、こういうことになるわけであります。

なお、寄港であるとかあるいは領海通過についても日本政府はしばしばこれは核持ち込みだということとを、はっきり国会においても政府として言明をいたしておるわけでございますし、その点についてはアメリカ政府としても十分これを承知しておると存するわけです。

○上原委員 そのいらいになると突然歯切れが悪くなる。ですから、一時寄港であっても領海通過であっても核持ち込みに該当するのだということを改めて米側に申し入れますかということを聞いています。

○北村(沢)政府委員 寄港、通過の問題につきましては、もう政府が何度も国会で申し上げておりますとおり、核搭載艦のわが国への寄港、通過という問題は事前協議の対象になるというところは、これはもう合衆国軍隊の装備における重要な変更を事前協議の対象としたしました交換公文、岸・ハーター交換公文及び藤山・マッカーサー口頭了解の文脈からしてきわめて明らかでございます。

で、日米の間にこの点については何ら違った見解はないとわれわれは考えておりますので、いまさら確認をとる必要はないと考えております。

○上原委員 そういうことではちよつと納得しかねますが、そこが非常に、疑惑をますます深めるだけです。

なぜこういうことを強調するかといいますと、これまでもやはり核持ち込みの疑惑についてはいろいろあるわけですね。これは沖縄国会からずっと続いてきている、現在でも。むしろ情勢はシビアになってきているのじゃないですか。これはライシヤワさんでしたか、日本政府が国会答弁で核兵器積載艦の通過も許さないということについては米国の了解と違ふということを、亡くなられた大平さんが外相時代に申し入れたという発言も実はあったわけですね。これについては口頭了解があった。アメリカ政府にはメモもあるはずだ。これも国会でも議論されましたが、アメリカ側のかつての高官もこういうことを実際言っているのです。公言しているのです。こういうことについて確かめもしないで、岸・ハーター交換公文とか口頭了解とか、あるいは何回も確かめたが核は積んでいません、核持ち込みは一切なかったものと思ふと言ふが、本当にそれを信じている人はだれもいないはずですよ。こういう防衛問題ならいまのアメリカの海軍力というものは、あるいは海軍だけじゃなくて海兵隊だって、空軍でもみんなそうです。これでは外務大臣、国会の議論も無じやないですか、幾らやろうとしたって。予算委員会ならストップだが、しょうがない、きょうは進みましよう。しかも通過も、要するにイントロダクションについてはアメリカ側の見解は違ふというところは実際にアメリカ側は言っているわけでしょう。その点については、もう一遍確かめる熱意も誠意もないのですか、外務大臣。改めて聞いておきましよう。

○栗山政府委員 先ほど北米局長から御答弁申し上げたことと重複いたしますが、念のために補足して申し上げますと、イントロダクションという

言葉自体は必ずしも本質的な問題ではないと思ふわけですね。従来から政府が御答弁申し上げておりますとおり、委員よく御承知の岸・ハーター交換公文に書いてありますことは合衆国軍隊の装備における重要な変更で、合衆国軍隊におけるその合衆国軍隊というものは、何も日本に配置されている合衆国軍隊ではないということはその文脈上からはきわめて明瞭なわけでございます。おおよそ日本に配置された軍隊のみならず施設区域を一時的に使用するアメリカ軍、すなわち飛行場であるとか港にその都度出入りするアメリカ軍、日本に常駐しているとは限らないアメリカ軍ですが、そういう米軍、それから安保条約の適用を受けるその他の米軍、すなわち日本の領域内に入ってくる米軍というものはすべてそこに言うところの合衆国軍隊である。したがって、その交換公文の規定ぶりからいっても、おおよそ陸上に常駐する在日米軍、いわゆる在日米軍というもののみならず、港や飛行場に一時的に出入りする米軍、それから領海を一時通過と申しますか一時的に日本の領域内を通過していく米軍もそこに言うところの合衆国軍隊に当然該当するであろう。そういう意味から言ひまして、交換公文の文脈からいってその点はきわめて明白であるということ、は、従来から御説明申し上げているところでございます。

○上原委員 何を言ひましたのかさっぱりわからぬ、条約局長が言うことは。せつかく話がやがてかみ合いそうになったのに、あなたが出てきてよけいわからなくなつたじゃないですか。問題は、国民が聞いて納得できるような答えをしてくださいよ、あなた。非核三原則ということ、いま正直に言つて日本側の片思いになつてしまつていないのだよ。大臣、これは少なくとも確かめてみなければいかぬじゃないですか。一時寄港や通過の問題はこれからどんどん出てきますよ。次に聞く戦艦ニュージャージーなんかどうしますか、トマホークが装備された段階ではどういたしますか。だんだん逃げられなくなりますよ、外務大

臣。それまで外務大臣であるか首相になられるかわからぬけれども。いまの条約局長の御答弁は、後で会議録を調べて、またどこかで議論しましょう。私はこの核問題というのは、いまのような政府の御答弁ではやはり国民は理解しないと思うし、納得しないと思いますね。

もう一点、これとの関係でお尋ねしますが、さっきの矢山先生の話とも関連するのですが、ソ連がSS20の極東配備ということを言っているのは、一体その背景はどう見ているのですか。一方が構えると、一方だってそれに対抗措置をとりますよ。自民党の派閥だってやっているのです。この方はいくらもこうしよと言っていると、いやこつちの方はこうだと言つて。それが戦争ですよ。〔均衡がとれているのだ〕と呼ぶ者あり。均衡がとれないでしよう。均衡がとれていない。

○愛野委員代理 こっちに向いて質問してください。

○上原委員 SS20の極東配備をやるうとして、このことは、こういつたエンブラが入ってくるでしょう、いまのように三沢にF16を配備しようとしているわけでしょう、沖縄に新たに特殊部隊を配備しようとしているでしょう、そういう在日米軍基地の強化に基づいてソ連側としてもその対抗手段をとらざるを得ないということは、常識一般論として成り立つのではないですか。それで、このニュージャーシーの佐世保寄港ということが、また新たな問題として出てきていると思うのですが、このニュージャーシーの能力というか概要というものは、どういうふうにご覧になっていますか。

○藤井説明員 ニュージャーシーにつきましましては、これは第二次世界大戦中にできた戦艦でございまして、一九八三年一月に再就役ということに相なるものというふうにお聞きしております。排水量といたしましては、基準排水量が約四万五千トン、速力三十三ノット、それから装備といたしましては、トマホークの発射機を八、ハーブリンというこれは対艦ミサイルでございまして、これども、

これを四、十六インチ砲を九、五インチ砲を十二、二十ミリのCIWSと言っております対空機関砲を四、こういうものを装備しているというふう上に承知しております。

○上原委員 それは現在でしよう、これからはその艦はどうしようとしているのか。

○藤井説明員 いま私が申し上げましたのは再就役後の装備でございまして、トマホークとかハーブリンとかいうミサイルは以前は積んでいなかったものを、ミサイルを装備して再就役をする、そういう意味でございまして。

○上原委員 ミサイルトマホークは三十二基じゃないですか。艦対艦ミサイル、言うところのハーブリンが十六基、新装備をしようとしているわけでしょう。これまでの国会答弁を見ますと、中長距離ミサイルというものは核弾頭を装備して、これが常識、常態だということを言っていますね。それは違いますか。

○藤井説明員 いま私がトマホークを八と申し上げましたのは、発射機の数が八でございまして、一発射機が四ランチャー持つておりますので、四、八、三十二発ということになります。それから、同じくハーブリンも一発射機四でございまして、それが四でございまして、四、四、十六、こういう計算になります。

○上原委員 これは防衛白書もそんなもので、なるべく数を落とそうとしている、何でも小さく見せようとして。だから一々確かめなければ。

だから、ソ連の能力はずっと高いとか言うけれども、実際はそうじゃないのだ。アメリカの国防白書だってみんな三割以上は水増しです。予算を多く取りたいとか、これは軍人の本質なんです。だから、防衛庁というのはちよつと油断をするところになるし、八かける四は三十二基でした、こうなる。

そこで、これもまたすると答えをございまして、と言うのは失礼ですが、トマホークの概要というものは、確かに非核、核専用の両方だということになると思うのです。問題は、三十二基八

四年以降、八三年から対地と対艦攻撃型の装備をいたしますね。トマホークです。今年でしよう。もう八三年だ。これが最終的にはいとおっしゃったように三十二基になる。そうしますと、このニュージャーシーの寄港ということも、長崎があるいは、恐らく長崎になると思うのですが、これは認めるのですか認めないのですか。まずそこを聞きましよう。

○北村(汎)政府委員 いままでのごとく、ニュージャーシーの寄港については何らアメリカ側から話はないですね。もしそういう寄港の要請がございましたら、その際は、安保条約及び関連取り決めに踏まえてわれわれとしては対処するつもりでございまして。

○上原委員 トマホークが装備をされた段階でも、いまの見解、立場は変わらないということですか。

○北村(汎)政府委員 上原委員が御指摘なさいましたように、トマホークは海上発射の巡航ミサイルでございまして、核、非核両用でございまして。したがって、非核のトマホークを積載しておるニュージャーシーが入ってくる場合には、これは何ら安保条約上の事前協議の対象ではございませんし、また核を積んでおる場合には、当然事前協議の対象になるはずでございますから、事前協議があるというふうにわれわれは考えております。

○上原委員 そういう答弁をされると、もう質問する方が本当に欲出ないですね。幾ら何でも、軍艦が太平洋で、おれは核を積んでいるから、長崎、佐世保、横須賀に行くから、そこで日本は非核三原則があるからそれはどこにおろすのか、そんな常識でどう考えてもかみ合わない議論、答えだけするから、後はテーブルのたたき合いになるのだ。本当に三十二基積んでいる、もちろんそのうちの半分は非核かもしれない。半分は核専用であるかもしれない。であると、むしろ私は全部そうかもしれないと思う。そうすると、それを全然点検もしないで、いや、これは非核のトマ

ホークしか装備してありませんと言ったら、ああそうですか、わかりました、どうぞ、こう言いたいというわけでしょう。これじゃ納得できないじゃないですか。北村さん、あなたも良識があつて、恐らくこういう公式のところだから、本当は胸の内ではこんな答弁では上原君だって納得はしないだろうが、しようがないやという気持ちでやっていると思うけれども、僕も良心的だから、こういうことではいかぬ。

では、なぜアメリカはこの軍艦を、ニュージャーシーをわざわざ改修したのか。わざわざ多額の予算を投じてトマホークを装備する、それはあくまでも核専用を目的とした戦艦艦隊ですよ。それが入ろうというのに、安保条約に基づいて入れる、入港をただ認めるというだけでは、大臣、こんな答弁ではもう納得できませんよ。もう少し誠意ある答弁をしてください。恐らくそれが考えても納得しないはずですよ、こんな答弁では。もうできないですよ。

○北村(汎)政府委員 安保条約に基づく事前協議制度と申しますのは、その根底には日米間の信頼関係というものがございまして。これなくして安保条約というものは運用されないわけではございません。したがって私どもはいたしましては、事前協議にかかるとしてアメリカが条約上の義務として持つておるこの問題につきましては、そういうケースの場合には必ずアメリカ側から事前協議があるというふうにご覧になっております。これは日米間の信頼関係でございまして。

○上原委員 もうそうなると、核がどこかで爆発するから事故を起こさない限り、あつたかどうかかわからない。外務大臣、これでは本当に納得できませんよ。ほくはもうちよつと誠意があれば一時間半くらいでやめようと思つていたが、やはり六時くらいまでやってやるよ。そういう答弁じゃちよつとお粗末ですよ。

いま具体的にやつて、核専用だということはない方も認めた。三十二基、ハーブリン十六、これも核を装備できる、可能性としてはある。あな

た方点検もしないで、アメリカが装備していません。あるいは横断していませんと言ったのを、それを認めます。信頼関係です。これじゃ長崎の人も国民も納得しないじゃないですか。あなた、いつまでそういう答弁でこの核問題でも非核三原則の問題とか事前協議というものをアメリカに笑われましょ。よくはもうアメリカは腹の底では笑っていると思う。日本の政府って何ていい政府だろうと、われわれが言えはそうですかと歓迎して。わざわざ向こうまで行って手をたたく人もいらっしやるからね。これもいいかもしれぬけれども、民主主義だから。外務大臣どうですか、いまの点は。

ニュージャーシー入港問題というのは、エンタープライズと関連する、あるいはF16配備の問題、さっき言った一方のソ連側のSS20の極東配備等と。むしろわが国の緊張を高める、そういう情勢をつくり上げていく要因になりますよ、これは。だから私はこれだけ、くだいようですがお尋ねをしているのですよ。本日に非核三原則を守り、事前協議制度というものを実効あらしめるということを政府が考えておられるとするならば、この際、エンタープライズの問題あるいはミッドウェー、ニュージャーシー、こういった新たなアメリカの極東戦略というか、第七艦隊あるいは第三艦隊の編成がえをしようとするいわゆる柔軟戦略というものの対応において、日本側もそれに対応していく姿勢というものを確立していかなくてはならないと思うのです。ただ何のあれもなくして言っているのじゃないですよ、外務大臣。その点、おやりになりますね。

○安倍内閣大臣 まづ極東情勢に対する認識ですが、これは上原さんと私では違いますね。といひますのは、極東における軍事力の強化というのは、この数年来ソ連が非常に進んできているわけですから、SS20も百基すでに極東に配備済みになっておりますし、それから北方四島にミグ21を配備しているということも御承知のとおりです。海軍力あるいはバックファイアを含む空軍力も大変な

強化をしている。そういう中でアメリカがアメリカの軍事力のプレゼンスというものを発揮させる、平和というものが残念ながら軍事力の均衡の上に成り立っている以上は、そういうことが必要になるわけでございます。ソ連のそうした軍事力増強というものがそうした極東におけるアメリカの軍備の充実ということにもつながっていくわけでございますし、これがまたすなわち戦争の抑止力ということにもつながっていくわけでございます。それから、現実の軍事力のバランスという上になり立っている平和というものを考えれば、これはやむを得ないことじゃないか。しかしわれわれとしては、日本としては、これは世界においてもそうですが、米ソのたとえばINF交渉等が真剣に行われて、そしてそれが具体的に実効ある成果が得られる、そして東西両陣営の核の軍縮がバランスをもつて行われるということを目指しておりますし、そのために日本は日本なりの外交的な努力はいつてはならない、やらなければならぬ、こういうふうな考えでおるわけでございます。

それから、いまニュージャーシーの問題が出ましたが、これはどこからそういううわさが出たのか、いまのところ全くうわさで、外務省として何らの情報も得てないわけですね。大体エンタープライズが入るときはある程度われわれも感觸を得ますけれども、全くそういう感觸を得てないですから、これはいま入るとか入らぬとかいうことを前提に議論をしても少し先走った話になるんじゃないかと思うわけでございます。仮に万々一人入るといふことになったとしても、いま政府委員から答弁いたしましたように、トマホークにしても核のある場合もあるしあるいは非核の場合もあるわけでございますし、日米関係においてはもうずっと政府の一貫した答弁で、私のときになつて答弁を変えているわけじゃないんです。一貫した答弁を続けているわけですが、核の場合はすべて持ち込みはノーだ、そしてその核の持ち込みには領海通過もあるいは寄港もあるんだ、それはアメリカとの間の交換公文であるとかあるいは口頭了解では

つきりしているということでもあります。しかし、その点について、国民の疑念も一部にあるんですから、私も今回マンسفールド大使にお目にかかって、そうした日本の立場というものを明らかにいたしました。アメリカとしては核の存否というものは明らかにできない、アメリカの基本政策ですから。日本だけじゃなくて、世界どの国に対しても明らかにしていないわけでありまして、これはできない。しかし、日米安保条約、その関連取り決めはちゃんと守ります、事前協議は誠実に遵守しますということをお互いにお互いに、先ほどからしばしば申し上げましたように、日米の信頼関係、特に条約というのはお互いに義務を果たさなければならぬわけですから、そうした条約を守るといふ日米のこの立場からいけば、いまのアメリカの、はつきり事前協議を守らん、事前協議は誠実に遵守するということとはわれわれとして信頼をして、その確信の上に立つてこういう問題に対して対処するのは当然だと思えますし、それ以上のものというのはいさよと考えられない、そういうふうな考えでおるわけですね。

○上原委員 もうそれ以上の答弁ができないわけでしょうね。しかし、これは聞いていた方々に御判断いただく、国民の判断に任せる以外にないかもしれないませんが、極東情勢に対する考えも違うというところで片づけられる問題じゃないと思うのです。私は何も、ソ連の軍事能力というものを過小に評価しようあるいは過大に評価しようとは思いません。また、ソ連が仕掛けておるとも私は思いません。しかし皆さんは、何かと言えソ連の海軍力とかあるいは北方領土への軍隊の配備とか、いろいろおっしゃいます。わが固有の領土にそういう軍事展開をするということは、私も反対ですよ。しかし同時に、日本側も本日にこれだけ平和憲法を守って反核、軍縮の立場で外交をや、防衛を考へる、安全保障というものを考へるというのであるならば、ソ連に対してもアメリカに対しても軍拡競争をやめさせるといふことが基

本でなければいかぬでしょう。日本自体は、ニュージャーシーもいらっしやい、ミッドウェーもオーケー、エンブラ賛成、トマホークが装備されて核装備であつても、これは日米間の信頼関係です。F16だってアメリカの主力戦闘機ですよ。米空軍の主力戦闘機というのは歴代核装備をしていっているんですよ。きょうは時間ありませんから、いづかやりますが、そうすると、どう見たって緊張を激化せしめる要因は日米間にもあると見るのが常識でしょう。こつちほとんど軍拡をやつておつて防衛費は突出させてやつておきながら、ソ連だけけしからぬと言つたて、それはソ連だって黙っていませんよ。そういう軍拡競争やいわゆる核戦争に巻き込まれるおそれがあるから、この際政府としてもこつちらについてはもう一度考え直していただけないかということをお私に言っているわけ、それを、あなたは社会党だからあるいは安保に反対だから考え方が違うということだけはいけませんよ。大物外相としてはちよつといまの御見解はいかかかと思つたのですが、私はそういう見解を持っているということをお互いにこの際明確にしておきたいと思つたのです。

そこで、このニュージャーシーのことでもう一遍確かめておきたいのですが、在日米海軍司令部の見解によりますと、佐世保を選びたい。ということは、ソ連に近いところを母港化したい。横須賀は空母機動隊にする。佐世保はSAG、いわゆる巡洋艦隊あるいは駆逐艦、要するに戦闘艦隊でしょうね、戦闘力を出す。横須賀は航空母艦。エンブラもどちからかという戦闘活動をより強化しているあれですね。そういうものをねらっている。一方また、佐世保は艦艇修理能力がいいということと、横須賀よりも二日以上早く南シナ海等々に洋上展開できる、もう一つはトマホークを利用すれば沿岸からの攻撃が可能だ、こういうことで将来佐世保を母港化したいというのが在日米海軍の意向だとわれわれはある筋から承っているわけですね。

こういうことについては、外務省なり日本政府

としてはどういうふうな情報を得ているのか、あるいはどう見ているのか。先ほど外務大臣は、エンブラの入港前には外務省もそれなりのさきやきがあったと言いますが、三月九日とおっしゃいましたが、僕はあのときに議論するのを落としたのですけれども、実際にはこのエンブラを佐世保に入港させたい、日本に入港させたいということ、アメリカからは昨年の六月ごろから防衛庁なりその他の面に対して出ているのでしょうか。一年以上前から打診されているわけでしょう、実際問題として。恐らく外務省はそれを知らぬわけじゃないと思うのだ。だから、いま外務大臣がおっしゃるのだが、ニュージャーシーの問題に当たって、これだけ情報が出るとアメリカがそういう意思を持っているというのは間違いないと思うのです。私たちは、それはこの際あくまできっぱり断つてもらいたいと思う。いま申し上げたこと等について外務省はどういう情報、見解を持っているか、お聞かせいただきたいと思う。

○北村(汎)政府委員 まずエンタープライズの佐世保寄港について、私が先ほど三月九日の夜に至って通報がありましたと申ししたのは、はっきりとした日時と場所を指定した通報が三月の九日に内報があったということでございます。エンタープライズが日本に寄港するような計画が一般的にあるというような話が昨年の暮れぐらいからあったことは事実でございます。

それからもう一つ、ニュージャーシーのことにつきましては、そういう一般の話も含めまして一切そういう話は聞いておりません。

○上原委員 それで現実にならないようにひとつ御配慮をいただきたいし、少なくともトマホーク、いろいろこの問題が具体化したときには、政府は先ほどの答弁だけではつじつま合わせはできない状況が来るであろうということも指摘をしないで、次に進みたいと思えます。

ようはもう時間がありませんので割愛して、次に讀みます。

もう一点確かめておきたいことは、特殊部隊の件です。御承知のように、復帰前に沖縄に配備されていた米軍の中でいわゆる特殊部隊と言われているものが、第三海兵水陸両用部隊、第七心理作戦部隊、第一特殊部隊などがあって、SR71もそうでしょうね。第一特殊部隊はいわゆるグリーンベレーと呼ばれておったのです。これはベトナム戦争で大変なゲリラ残虐活動をやっていくつきの特殊部隊だったと思うのです。この第一特殊部隊はいつごろ沖縄から撤収したのか、この部隊の人員はどのくらいだったのか、古い話ですがお答えいただきたいと思えます。

○北村(汎)政府委員 いま手持ちの資料がございませんので、調べて返答したいと思えます。

○上原委員 たしか復帰後、七四年に撤収というか撤退をしていると思うのです。これは沖縄国会で問題になって、できるだけそういう物議なものは引き揚げさせるということだった。これはいまの外務大臣の親分の福田さんが外務大臣のころおっしゃった、失礼な言い方かもしれませんが、この部隊の人員は、たしか四十六年ごろの外務省の資料だったと思うのですが、千二百五十名ぐらいだということに当時答弁をなさっていると思えます。しかし、私がこれからお尋ねしたいことは、この特殊部隊がまた、沖縄というか在日米軍基地に配備をされるということが言われております。これは一九八四会計年度中の例です。予算で特殊部隊を千二百人増員し、二個大隊に編成して沖縄などに配備、太平洋地域の作戦、訓練に充てる計画であると報じられております。この千二百名という人員が、奇しくも復帰当時沖縄に駐留しておった第一特殊部隊の人員と一致していることに注目したいわけです。したがって、先ほど来申し上げておりますように、この種の一種のゲリラ戦争あるいは心理作戦的な防衛まがいの作戦展開をする特殊部隊が新たに配備をされることは、私は非常に問題だと思っております。皆さんは

安保条約があるからと、これもまたおっしゃるかもしませんが、そのことについては米側から日本側に話し合いがあったのかどうか。再配備は断りをするべきであると思うし、米側にそういった照会をする御意思があるかどうか、まとめてお答えをいただきたいと思えます。

○北村(汎)政府委員 ただいま委員御指摘の報道は承知しておりますけれども、アメリカ側からわれわれの方に通報ないしそういう話は一切ございません。

○上原委員 なければ、さっき私申し上げたでしょう。米側が一九八四会計年度でそういうことをやるということを言っているわけだ。反乱鎮圧、民事工作などを任務とした米陸軍特殊部隊を在日米軍基地いわゆる沖縄、あるいはフィリピン等々に配備するということを言っているわけだ。一切照会ないと言っただけでも、そういうことをなさると、またあんなやがて来るのかと沖縄の人や関係者が心配するのじゃないですか。断つてもらいたいということ、それじゃ照会されますか。

○北村(汎)政府委員 八四年の国防報告の原文によりますと、沖縄に配備するというようなことは書いてございません。

○上原委員 そうしますと八四国防報告でそういうことを言っていない。しかし、そういう報道がなされると、関係者というのはやはり注目をする、関心を持つのです。その種の特殊部隊というのは復帰時点問題になったわけですよ。問題だから撤収したわけでしょう。では、新たにそういう部隊を配置しなければいけないという何か米側の作戦、任務が変わったのですか。日本側もそういうものはまたウェルカムと言いますか。その点も私は確かめているのです。

○北村(汎)政府委員 先ほど御答弁いたしましたように、アメリカとしてそういう部隊を沖縄に配備する計画があるとは言っておりません。また私もはそういう話を一切聞いておりません。そういうことで、アメリカがそういうことを考えておるとは考えておりません。

○上原委員 あった場合はどうなさいますか。

○北村(汎)政府委員 これは全く仮定の話でございますのでなかなか答弁はいたしにくいわけでございますけれども、まずそういう場合には、そういう部隊が一体どういう部隊で実際どういうことをするかというのをよく米側にたずねて、しかるべく対処をしなければならぬと考えております。

○上原委員 私の見解といいますか、立場というか考え方についてはいま申し上げたとおりでありますので、そういうことはよくノートをしていただいて、この種の特殊部隊というものの配備は容認しないということを十分やっていただきたいことを強く求めておきたいと思えます。

次に、これも何回かこれまで聞いてきたことなんです。最近沖縄へ行かれた方はわかると思うのですが、那覇軍港というのは、御承知のようにたしか九年前の第十五回日米安保協定したかね、七四年一月三十日で全面返還するということ、まあ条件はついていますが日米間で合意を見ているのです。いま八三年ですから、もう九年近くなるのです。しかも、一時期遊休化しておりましたが、八一年の二月以来米軍の事前集積船が那覇軍港に頻繁に入港してきているわけですね。これも私は前の局長の浅尾さんの場合もお尋ねしたのですが、この事前集積船の根拠地はどこですか。まずこれから聞いてみよう、あなたがさっき根拠地と言ったから。

○北村(汎)政府委員 事前集積船は第七艦隊に所属しておりますけれども、通常ジェゴガルシア近辺に所在しておると聞いております。

○上原委員 失礼なお尋ねかもしれませんが、ジェゴガルシアはどこにあるのですか。

○北村(汎)政府委員 インド洋でございます。

○上原委員 おっしゃるとおりですね。インド洋のジェゴガルシアに配備をされている。これは当初は何隻で、現在は何のくらの船団になっているか、おわかりでしたらお答えいただきたいと思

います。

○北村(汎)政府委員 当初はたしか七隻ぐらいいで、現在は十二、三隻程度になっておると聞いております。

○上原委員 おっしゃるとおり当初は七隻で、私の情報では十七隻に急増しているわけですが、

そこで問題は、那覇軍港というものは、この使用目的は、御承知のように港ですから、米艦船の一つの施設として使われてきているわけです。いま一点は那覇港湾施設という、いわゆる言うところのPOL、油関係ですね。港湾地区とPOL地区から成っている。POL地区は、陸軍所有タンク施設にいま移転が進められている。これは七四年に安保協で合意を見て、さつき申し上げた八一年の二月段階まではほとんど遊休化しておったのです。返還可能だということであつたのです。だが、那覇へ行かれた方はわかると思うのですが、ベトナム戦争時代はみんなグリーン、青色の迷彩色ですね。ベトナム枯れ葉作戦、いろいろやって、最近はどうかという、戦車にしても船にしてもトラックにしても、全部今度は砂漠地帯を対象にしたいわゆる褐色をまぜた迷彩色になっているわけですね。要するに中近東、中東を対象にした装備類がこの事前集積船に積まれて、ジエゴガルシアあたりから那覇港まで引つ張られてきている。細かく言えばというか、これも正論で言う、一応安保の目的からしても、極東の範囲を逸脱した使用目的になっているわけです。しかし私

がその点を指摘したら、前の浅尾局長は、いやこれは確かにインド洋上まで行って、いろいろ中東との関係もあるけれども、一方韓国とのチームスピリットにも展開しているから、中東を目的にした使用じゃないのだから地位協定には抵触しません、こう来たのです。言葉は使ひようのもので、どうにも理屈は成り立つのだなと思つたのです。まさしくこの事前集積船というものはあなたが

しません、関係ありませんでは、これも納得できない。あなた、ひどいですよ。昭和六十二年には

国体もやろうといつて、いま空港から道も整備をしつた。しかし那覇の港から那覇の町、チヨクポイントに入ろうとしたら、あいつた物騒なものが山と積まれて、まさに那覇市一帯は戦場ですよ。これも大きな変化なんですね。中東をにらんだところの在日米軍基地というふうにいまい使用目的というものが変化されてきている。このことについてもやはり考えてもらわなければいかぬですよ。だから、安保条約があればアメリカがやりたいことは何でもできる、まさに基地の自由使用。これはもう全部基地化ですよ。どう思ひますか。この点について改めて御見解があれば聞いて、次の話に移りたいと思うのですが。

○北村(汎)政府委員 ただいま私の前任の浅尾局長の答弁のお話をごさしましたけれども、私も全浅尾局長と同じことを申し上げざるを得ないわけでごさいます。事前集積船は第七艦隊に所属して前方展開をしておるわけでごさいます。現在インド洋に展開をしておることは先ほど申し上げたわけでごさいます。しかし、このことは何も事前集積船がもつぱらインド洋とか中東地域の平和と安全に寄与するという役割りしか果たさないということの意味するものではごさいません。で、事前集積船というのは必要がある場合には極東の平和と安全に寄与するために使用されるものである、そしてまた、日本の安全及び極東の平和と安全に寄与する役割りを果たしているというふうにごさいます。また、浅尾局長が答弁されたように、チームスピリットなどにも参加をいたしたこともごさいます。そういう実態をごさいます以上、こういう事前集積船がわが国における施設、区域を使用しておるということは、安保条約第六条の施設、区域の使用目的に合致したものであると考えております。

○上原委員 もう何を聞いても結論はそういうことになされたんじや、質問する方が正直申し上げて本当にばからしくなつてしまひますね。確かにそれはそうでしょう。第七艦隊に属しているからといって、中東だけじゃない、極東でもどこでもそれは使用されるでありましよう。主たる目的はど

うなっているかということ、遠くインド洋からまでそういう装備品を那覇軍港に持つてきて、修理をしたりまた積み荷をしたりしていること自体が問題だと言ひます。そういう御答弁では納得できませんよ。

そこで、さつき申し上げましたように、これは市民感情としても県民感情としても、そういう米軍の戦時品、装備品でしようね、戦車とかトラクとか、あるいは大砲を含めて那覇の玄関に集積をするということにはどうしても納得いきがたい。しかもさつき言ひましたように、日米安保協

でこれは返還をするということをごさいます。約束してきています。これまで約束違反ですよ。約束を果たしていない。速やかに返還をする対策を新たに日米間で話し合ふべきであり、那覇市からそのものは移すべきというか、なくすべきであるというのですが、この那覇軍港の今後の返還見通し、あるいは日米間でどういうふうな話し合いをしていくかということが一つ。

本当に考えてみて下さい。あんなものを見たら沖縄へ行く人はおつたまげますよ。いつまであいう物騒なものを那覇の玄関に山積みしておくのですか。そういうことだけは、外務大臣、アメリカにも強く申し入れて解決をしていただきたいと思ひます。この件については事務局と外務大臣の御見解を聞いておきたいと思ひます。

○近藤説明員 那覇港湾施設は、先生おっしゃるとおり安全保障協議委員会の第十五回会合で、移設措置とその速やかな実施にかかる合意が成立しました後、返還されるということに了承をされておるところであります。現在、県、それから関係市町村等の意向をも勘案しながら、この施設、区域の機能や性格に見合った移設の適地の選定につきまして検討中でありますが、現在、まだ具体的な成案を得るに至っておりませんが、この施設、区域の

返還は地元から大変強い要望が出されております。これは私もよく承知いたしておりますので、今後とも県や関係市町村の意向をも十分勘案しながら、引き続き検討を努力してまいりたいというふうに考えております。

○安倍国務大臣 事前集積船につきましては、いま北米局長から答弁したとおりでありまして、われわれとしてもこれを安保条約の効果的運用という面から認めざるを得ない、こういうふう存じております。

○上原委員 那覇軍港の返還問題ですよ、外務大臣、私が言っているのは、あなた沖縄にたまに行かれる。見たことないですかね。ぜひ一遍見てくださいよ、あれが来たときに。これは事務局に、防衛施設庁や外務省の一局長が部長くらいに任せていい問題ではないですよ。日米安保協というのは外務大臣でしよう、外務大臣がやっている。それはあなたの責任でやらなければいかぬ。那覇市は沖縄の県都ですよ。ぜひこの際、もう一遍原点に返つて、沖縄の基地の整理縮小問題について政府は本腰を入れていただきたい。その決意のほどを伺つておきたいと思ひます、この件と関連をして。

○安倍国務大臣 おっしゃるやうに日米安保協におきまして返還が決まつたわけでごさいますし、これはぜひとも早く実現をしなければならぬ。ただ問題は代替地でごさいます。この移設先につきましては、地元の問題もあると思ひますが、早く地元の理解も得ながら、早く選定をして実施できるように政府として努力をしたいと考へます。

○上原委員 ぜひ実現できるように——これは読谷のパラシュート降下訓練機能移転の問題等もありません。そこで、もし移設をするとなると幾らぐらい予算がかかるんですか。そういう積算とか試算とか計画は立てたことがあるんですか、外務省や施設庁は。あればお聞かせいただきたいと思ひます。

○近藤説明員 那覇港湾施設は御承知のとおり大変大きな施設でございまして、移設先について現

在選定の検討をいたしておりますが、何分これの移設経費となりますと、移設先の地形、それから海の深さ、そういったものも条件に絡みまゝして経費が大変なものでありますので、現在のところどれくらい金額になるかということにつきまゝしてはまだ出せるような段階に至っておりませぬ。

○上原委員 もういかに怠慢であるかということがわかるんだ。日米間で移すという約束はしておいて、移設先が決まらぬからと。もちろんそれは相手もあるし、いろいろ——私はそういうのをなくしなさいという立場なんだが、やっぱり県都から、那覇市からは移さなければいかぬよ、皆さん。やる熱意があれば、どのくらいかかるから、じゃあどういふ年次計画でこうしようというプランがないとだめでしょう。やる意思がないから、いままで九年間もほったらかし。何が沖縄の基地の整理縮小ですか。さっき言ったように、いろんな特殊部隊とかそういうものを強化しておきながら、日米間で約束したことさえやらないという政府の怠慢については納得しがたい。冗談じゃないぞ。さつとさつというものは計画を立てて、そうじゃないと県側も市側も納得できぬじゃないですか、話し合ひできぬじゃないですか。やりますね、そういうこと。これは、いま外務大臣がいなくても、北米局長と施設庁答えてくださる。九年間何をしておった。

○近藤説明員 先ほど申し上げましたとおり、この港湾の移設につきましては、移設先の問題で大変むずかしい問題がございます。したがって、これに関する地元調整等の問題、それから地元の要望等そういったような問題を勘案しながら速やかに努力をしてみたい、かように考えております。

○北村(汎)政府委員 沖縄県におきまして米軍施設、区域の密度が非常に高いということ、そしてその整理統合については現地において非常に強い要望があるということは、私ども十分承知いたしております。これまでも、現地における要望ある

いは開発計画、民生の安定等ということを配慮することが必要であるということとは私ども十分感じております。他方また、日米安保条約の目的達成というものの調和も図らなければならぬことも事実でございます。そこで、昨年の一月八日の第十八回安保協議委員会におきましてもその一層の推進方、意向を表明した次第でございます。今後さらには、安保協議委員会でも承されたこの整理統合計画のうち、残っておりますものプロジェクトの早期の実現に努力していく所存でございます。

○上原委員 そういう抽象的なお答えでは、それは進みませんよ。

そこで外務大臣、いま席を外しておられました。約束の時間内で終わりますから。

私は、一つの考え方として、この移転問題というのは、先ほど申し上げましたが統合の補助飛行場の移転問題、現在も大変問題になっている、きょうはこれに触れませんが、そのときもその機能を移転するにはどうしたらいいかという一つのプロジェクトの案を立てて、専門家なりそういう面で調査をさせてやっているんですね。それを受けて施設庁なり外務省なりで検討をしていくということになっている。だからこの那覇軍港のことについても、あれだけの膨大な軍港、港灣を移設するにはどういふ方法があるのか。皆さん日米間で約束したんだからね。約束はしたが、安保の目的も何やかんや言ったって、約束を守ることがまず日本政府としては先決なんだ。そういう面でも、せめてそういう具体的なアクションはとるべきじゃないですか。それは外務大臣の方からそういうことを事務当局に検討させてみたいという答弁でもいいですから、ひとつ御見解を聞いておきましよう。

○安倍國務大臣 これは方針は決めているわけですから、何とか移設ができるような方向で移設先を物色をして、これに対する予算措置等も講じなければならぬと思うのですが、ただ本場に具体的な問題ですから、もちろん地元理解もなければ

ならないと思います。一方的に政府で決めてというわけにもいかぬでしょうから、やはり地元の理解を求めて、それに伴っていろいろな措置、予算措置等も講じていかなければならないと思います。施設庁とも相談をしながらこの問題に対してはこれから対応してまいりたい、こういうふうに思っています。

○上原委員 ぜひ早急に、これは日米間の合意でありますので、推進をしていただきたいことを改めて強く要望しておきます。

そこで、きょうは海峽封鎖の問題もお尋ねするつもりでしたが、その点は後日にまた譲りたいと思います。

もう一つは、アルゼンチンにおける日本人の失踪事件について、これは簡単にいいですから、これまで中南米局長に私お会いをして強く要望も申し入れましたが、在外公館、もちろんアルゼンチンの国情なりいろいろなことあるでしょうが、日本人関係者がもう失踪して七、八年ないし十年近くもなるというこのことについては、これは人権問題。もう少し政府も誠意を持って、これについては関係者や身元の存否をえわからない皆さんの心中というものを御理解をいただいて、相手国の立場も尊重というか理解をしながらこの問題の解決に熱意を示していただきたい。これはもう大きな外交問題だと思えますので、できれば、もう時間の都合がありますから、この件については外務大臣の御意見を聞きたいのです。

○羽邊政府委員 本件につきましては、一番最近では二月の下旬に、わが方大使館からアルゼンチン政府に対してまして、行方不明になっている日系人の行方を調査してもらいたいということを申し入れました。これに対してアルゼンチン側は、従来からいろいろ関係当局に照会しているけれども依然何らの手がかりもつかめていない、しかし、今回改めて日本側から要請もあつたのでさらに調査してみたい、その結果はできるだけ早く回答したいということを約束しております。それで、わが方としたしましては、先生おっしゃいますと

すとおりにこれは大変重要な人権問題でございますので、今後も引き続き解明に努力したい、このように考えております。

○上原委員 これで終えますが、外務大臣、そのことについては元國田外務大臣もいろいろアルゼンチン側と話し合ひをした、あるいはまた元外務大臣に対しても要望が行っているわけですね。これはやはり外交問題ですよ。よく最近あつてこつち外国に行かれる、それは結構です。大に行つて交流を深めて日本側の立場もやっていたいたいたのですが、少なくともこの種の問題の起きている国に対しては、強く外務大臣の方からも問い合ひせなりあるいは相手の立場を聞きなり解決をしていただきたいと思うのですが、一言御見解を聞いておきたいと思ひます。

○安倍國務大臣 この問題につきましては、私としても今後引き続きアルゼンチン政府あるいは外務当局と折衝をして調査を進めるように努力をしてみたいと思ひます。

○上原委員 これで終えますが、あと東西センター問題についても若干お尋ねしたかったんです。よくいろいろなお話を伺つていますが、ハワイの東西センターへの人の派遣とかあるいは予算の問題とか、なかなか日本政府は少ないという批判を国際的に浴びているという面もありますね、報道も。東西センターがあるんだから、本当に平和外交をやろうと思えば、あるいはいろいろな各国との全方位外交というものを目指すならば、南北問題も大事なんですね。南北センターというのがあるのもいいんじゃないですか。そういう面も含めて沖縄の国際センターの今後の問題等、南北センターの設置ということも外務省で考えていただいて、この東西センターにおける日本側に対する不満も、不満というのか批判についてもぜひ解決をしていただきたいということを申し上げておきたいと思うのですが、これにもし御回答があればいいだいて、質問を終わりたいと思ひます。

○安倍國務大臣 確かに南北問題非常に大事です

し、そういう方向に進めば大変結構だと思いが、財政的な問題もありますし、今後の大きな課題としてわれわれ相談はしてみたいと思います。

○上原委員 終わります。

○愛野委員長代理 神利夫君。

○神委員 早速ですが、アメリカの核空母エンタープライズが三月二十一日以来佐世保に寄港中ですが、このアメリカの核艦艇の艦艇がわがわが核兵器を港の外でおろして入港することとはあり得ないというのが大原則であります。

〔愛野委員長代理退席、田名部委員長代理着席〕

ラック提督などもそのことを明言しております。核空母の寄港中に突然、日本の港に寄港しているときにアメリカの方が突然有事になる、そういうふうになりますと、当然日本の港内から核兵器使用の危険性もあるわけがあります。こういう事態が起こったかどうか、あるいは日本政府はどうするつもりなのかをお聞かせ願います。

○北村(汎)政府委員 ただいま委員の想定なさいました事案というのは、米艦船によって核が日本の港あるいは日本の領海に持ち込まれておるということを想定された御質問であると思いますが、私も何回も国会で申し上げております。ように、いかなる核の持ち込みというものも事前協議の対象でございますし、事前協議を受けた場合は日本政府は必ずノーと言うわけでございますので、そういう事態を想定することはできないと思っております。

〔田名部委員長代理退席、委員長着席〕

○神委員 つまり、事前通告はない、核はない、したがってそのことは全然考えておらぬ、言うなれば無為無策、こういうことであります。しかし、実際にそういう事態が起こり得ないということとは言えないわけであります。核を積んでいることは、言うなれば常識であります。そしてまた、実際に積んでいた、そうすれば、そこから有事の際に核使用を行えば、当然第三国間の戦争の中で日本列島そのものが核戦争の戦場にされかね

ない、こういう危険性をはらんでいるということだけ、私こではつきり述べさせていたきたいと思うのであります。

あわせて、この寄港中に核事故が起こるという危険性もあるわけでありませうけれども、そういう点についてどういう対策をお持ちでございますか。

○北村(汎)政府委員 全く前回の答弁と同じことを申し上げるわけでございますけれども、核を積載した艦船が日本の領域内に入っておるといういう事態を私どもとしては想定することはできませんので、核事故という想定についても考えられないところでございます。

○神委員 核という場合に、核兵器の事故もあるし、いま佐世保に入港中のエンタープライズの場合は原子力推進力を持っているわけですから、それが事故を起こすということもあり得ますね。そういう幾つかの核の事故についての、起こり得る危険性に対する対策は当然お考えでしょう。それさえ考えてないのですか。

○北村(汎)政府委員 御質問が核兵器の持ち込みではなくて、いわゆる原子力推進による艦船のその推進力についての事故であるという場合は、これは関係当局においてもいろいろ検討をしておるところだと思います。

○神委員 いわゆる核の問題につきましては、仮定の問題ではなくて、これまでも直接の核事故ということもあれこれの形で起こっているわけですね。

たとえば、現に日本におきましても、四年前の一九七九年八月九日、核空母ミッドウェーが横須賀基地で火災事故を起こしました。米兵と日本人作業員が十九名負傷した、うち日本人一名は死亡であります。これとちょうど同じ日に、やはり入港中のミサイル巡洋艦ウオーデンというのが格納庫事故を起こしまして、海水が浸入して核ミサイル八十基がだめになった。これは艦対空のテリア型ミサイルだと言われておりますけれども、それで新しいのと取りかえた、こういう事実があるわけ

けであります。これらの事実について、政府はいつの時点で知られたんでしょうか。

○北村(汎)政府委員 ミッドウェーの事故につきましては、外務省としては防衛施設庁を通じて第一報を得たと承知しておりますが、事件の性格上、米側からも当然しるべき連絡を受けたと思っております。ただ、いま具体的な記録を持ち合わせておりません。

それからウオーデンにつきましては、御指摘のような事故の発生につきましては承知をいたしております。

いずれにいたしましても、安保条約上いかなる核兵器のわが国への持ち込みも事前協議の対象でございますし、事前協議に関する米国の約束が履行されているということについては政府としては何ら疑いを有していないところでございますので、御指摘のように核ミサイルが水浸しになるというようなことは私どもとしてはあり得ないことであると考えております。

○神委員 あり得ないことじゃなくて現実にあっているわけで、いま御指摘のウオーデンのことにつきましても、すでに一九八一年六月十五日に米政府も認めているわけでありませう。そうすれば、これが核事故による日本人の核被災という危険をやはりはらんでいるわけでありませう。ところが、いま聞きますと全く知らなかった、こうおっしゃいますけれども、これは新聞でも報道されたわけですが、それまで知らなかったという意味ですか、それともいまでも知らないという意味ですか。

○北村(汎)政府委員 ウオーデンについて私どもは米側からの通報を受けておりませうし、先ほども申し上げましたように、核ミサイルが水浸しになったというようなことはあり得ないことと考えております。

○神委員 全く観念論ですね。あり得ないのじゃなくて、あり得ないことが起こっているのが現実なんだ。しかも、それは米政府も発表しているし、新聞でも報道されたところでありませう。私いま一連の二つ、三つの質問をしましたけれど

ども、それを通じていまきわめてはつきりしているのは、アメリカの核の問題、核兵器の問題あるいは核兵器のついた艦船の問題については一切あつちの方で、全く責任ある態度がとられていない。言うなればアメリカ任せという態度だなということだけは、そこからも明確に浮かび上がってくるわけでありませう。しかし、それじゃ日本の政府として一億一千万国民に責任ある態度とは言えないと私は思うのです。この問題であれこれ詳しく詰めるつもりはございませんけれども、そういう無責任な態度で本来核兵器を搭載している艦船の入港や寄港、そういう問題に対処してもらっては困る。あくまでも日本の安全、日本人の命、これは大事にする、これを立脚点にしてこういう問題には真剣に対処してもらいたいと思うのです。そういう点では非核三原則は貫徹する必要があると、事前協議の申し入れがないから核兵器は積んでいない、いわば今日の神話です。そういう神話はいいかげんに通用しないようにすべきだと思ふのです。その点で、私は非核三原則の法制化が必要だと思ふのであります。

お尋ねいたしますが、さしあたりアメリカ側に非核通告を義務づける、核は積んでいないということを通告したら入港を許すけれども、通告しなかったら入港は認めないというくらいの見識ある態度を日本政府としてとるべきではないかと思うのです。インド洋の小国でセーシェルというのがありますけれども、あそこだってそういう態度をとっているのですから、この点についてはいかがでございますでしょうか。検討するつもりはございませんか。

○安倍国務大臣 核については事前協議の条項がありますから、核を積んでいる場合は事前協議の対象になるわけでありませうし、その場合は日本はノーと言うことははっきり言っておるわけですから、私はこれで十分である、核を積んでいる場合は事前協議にかけるわけですから、私はこれで十分ではないかと思ひます。

○神委員 核を積んでいる、積んでいない、正直

に通告していればそれは十分でございまいしょうけれども、そのことについてはイエスもノーも言わないというのがたてまえなんです。それは十分どころか、全く不十分なことだと思つてます。そういう点ではここで論議をしましてすれ違ひですから、これ以上この問題は触れませんが、いづれにいたしましても、私は、三原則の厳守、とりわけ非核通告制、これは政府としてもぜひ研究してもらいたいということを要望いたします。次に移つてまいります。

先ほども出ておりましたが、アメリカの第七艦隊、これはハワイ以西の太平洋からインド洋、それから中東、アフリカ沖合いあるいは南極洋までも行動範囲とした前線部隊でございす。昨年五月、米下院報告で、米第七艦隊の日本の軍事技術協力について述べられているのです。「日本の諸負業者が横須賀海軍基地でミッドウェー艦隊機の精巧なシステムの整備、修理を行っている。横須賀艦船修理廠は、約千人の民間日本人を擁して、原子炉修理以外のいかなる艦船修理も行ふことが出来る。」言ふなれば、この点では日本が空母の空母になつてゐるわけですね。そして、「こうした整備、修理は、実際は日本の防衛整備、つまり軍事技術、その輸出と同じだ」と述べられているのだけれども、この米下院報告については外務省御存じでしょう。

○北村(汎)政府委員 いま御指摘の点につきまして、私は、私どもは承知いたしております。ただ、地位協定十二条によりまして、米軍は日本において勤務を調達することが出来ることは明白でございす。

○神委員 いまの答弁は全くいかげんだと思うのです。いま私が読み上げたのは、外務省からいただいた資料を翻訳したものです。北村さん、最近局長になつたからかもしれないけれども、余りにも不勉強です。それは訂正してください。

○北村(汎)政府委員 ただいま手元にその資料を持っておりますので、その点について、内容に

ついては答弁いたしかねる次第でございす。

○神委員 もう少し勉強してもらいたいと思ひますよ。

ところで、そういう非常に重要な役割りを果たしている。艦船修理廠では、何でもかんでも原子炉以外はみんな修理しておる、軍事技術の輸出と同じだ、こういうふうにアメリカの国会でも認めてゐるわけでありす。私は先般、この米艦船修理廠を見たいということを外務省を通じて申し入れましたけれども、拒否されました。日本の国会議員に見られたら困るものがあるようでありす。

それはともかくとしてお尋ねいたしますが、在日米軍基地で働いてゐる日本人、技術者を含む従業員、これは現在、横須賀、佐世保それぞれ何人か、それから全国では何人おられるか、お答えいただけます。これは防衛施設庁で結構です。

○山崎説明員 お答え申し上げます。

五十七年度時点の駐留軍従業員の総数は二万五千三百八十八名でございす。横須賀につきましては三千八百九十三名、佐世保については三百七十四名でございす。

○神委員 条約局長にお尋ねいたします。

基地従業員を日本側が在日米軍に提供するその法的な根拠は何でございすでしょうか。

○栗山政府委員 これは地位協定の十二条でございす。

○神委員 十二条の4、これはどういうように書いてありますか。

○栗山政府委員 これは委員御承知のいわゆる間接雇用に関する規定でございまして、規定をそのまま読み上げますと、「現地の勤務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。」と書いてございす。

○神委員 つまり、現地の勤務需要、これを提供する、そういうこと。大変明快でございすけれども、その地位協定に基づいて日本政府と米政府が取り交わしました基本労務契約等では、日本

人基地従業員の法律上の雇用主は日本政府だ、在日米軍は間接雇用の言ふなれば使用主だ、こういうふうになつてゐると思ひます。そして基本労務契約でも、日本人従業員の仕事の地理的範囲、これはいまおっしゃいましたように日本国内、日本の領域内というふうに規定されてゐると思ふのですけれども、これはそういう理解でよろしうございす。

○山崎説明員 ただいま御指摘のように、確かに基本労務契約によりまして「日本国内において使用する」とございす。この「日本国内において使用する」というのをどのように読むかという問題であらうと思ひます。

確かに条理上は、日本国内において提供する従業員の勤務する場所としては日本国内を予定しておることは疑いを入れませんけれども、一方では、そういう日本国内での業務に従事するために必要な各種の技能なり練度なりを維持向上するために海外において各種の研修を受ける、あるいは日本の国内において作業を実施するための各種の打ち合わせを海外において実施するというようなことは、必ずしもこの基本労務契約を逸脱するものではない、このように考えております。

○神委員 つまり、研修や打ち合わせはあり得る。だけれども、その基本労務というものは日本国内に限定されるということですね。そうしますと、日本人従業員の勤務の範囲が日本国外に及んだ場合は、日米安保条約による地位協定あるいはいま申し上げました基本労務契約、こういった政府間取り決めに違反することになりますけれども、これらの公的な取り決めが米政府によつてきちんとして守られてゐる、そういうふうに政府としては確言できるでしょうか。

○山崎説明員 私ども、駐留軍従業員の海外出張につきましては、これは労務管理事務所で行わゆる旅費の支給を実施いたしております。その段階で私どもは旅行許可証というものでその出張目的を見るわけにございまして、いま申し上げたような各種の研修あるいは講習への参加あるいは訓練、会議出席ということで、それ以外の出張目的はございせん。

○神委員 いま聞きますと、国外へ出る場合も研修その他だけだ、こうおっしゃいますけれども、実際はそうじゃないのです。実際は、アメリカは日米間の取り決めをき守つておりません。在日米軍基地の日本人技術者が海外まで米軍と行動をともにしてゐる、つまり従軍させられてゐるという事実があるのです。そういう事実を御存じありませんか。

○山崎説明員 最近、百名あるいは二百名余の駐留軍従業員が海外出張してゐることは承知しております。

○神委員 百名から二百名くらいの日本人従業員が出張してゐる、このことはお認めになりました。問題は、その出張と称してゐることの中身でしよう。具体的な事例で大変ショッキングな事実ですけれども、具体的な点についてお尋ねいたします。

一九八〇年七月十四日、横須賀港から出国した日本人は何人おられますか、その出国先はどこでございすか。

○龜井説明員 一九八〇年七月十四日に横須賀港において出国手続をいたしました日本人は、十五名ということになっております。

その渡航先でございすが、出入国管理をいたします入国審査官の立場で、日本の外に出ましてどこへ行くかということについては確認ができませんので、その渡航先がどこであるかということをごで申し上げるのはいかにかと考えております。

○神委員 パスポートに書いてあるでしょう、どこに行くかというのは、ちゃんとそれはチェックしてあるでしょう。

○龜井説明員 パスポートには渡航先、目的というのを書いてあります。それは審査官も一応は見ますけれども、審査事項というものでございまして、私どもの統計をとりますときに、むしろ旅券申請の渡航先と目的というのを旅券申請の方

からデータをもらいまして出入国管理の統計をとっているということでは、審査のときに渡航先がどこであるかということにつきまして確認ができないというのが審査の実情であろうと思います。

○横須賀 それでは、外務省にお尋ねしますが、この横須賀港から出国した日本人十五名、これは出入国の法的な手続というのはやはりちゃんとやっていますか、どうなんでしょうか。

○亀井説明員 出入国の手続は、十五名については完全に行っております。

○横委員 手続が行われていたら、どこの国へ出て行ったということはわかるでしょう。

○亀井説明員 先ほど申しましたように、審査官はその旅券を見てどこの国であるということは見ますし、それから手続のときにそういう出国のカードを出すわけでございますが、そのカードの中にももちろん書きます。書きまされども、いま私が申し上げたのは、審査官としてはその渡航先につきまして確認できない事項であろうというふうに申し上げたわけでございます。

○横委員 そういふふうに逃げられるなら、私の方から申し上げます。フィリピンですよ。フィリピンに向けて、横須賀港から出国したのだ。横濱じゃありませんね、横須賀ですよ。成田からでもありません、横須賀ですよ。

○横委員 それでは、当時、一九八〇年七月と申しますとどういふ時期か、中東危機の真っ最中です。あのアメリカの駐イラン大使館の人質奪還作戦がありましたね、あれが四月二十五日です。その直後です。七月十四日に、実はアメリカの核空母ミッドウェーで横須賀を出国したのです。これはミッドウェーです。このミッドウェーに乗り込んで日本人は出国したのです。十五名といま言われましたけれども、私たちが確認しているところでは、十五名のうちの十三人まではミッドウェーに乗り込んだ。あとの二人は、わからない。この核空母のミッドウェーは、イランに近い

ペルシャ湾に面したインド洋作戦に出て行った。そして、このミッドウェーに横須賀米軍基地の艦船修理廠の日本人十三名が同乗していた。このことについて外務省は報告を受けておられますか。

○北村(沢)政府委員 受けておりません。

○横委員 つまり、日本政府にも通告しないで、勝手に日本人をアメリカの航空母艦に乗り込ませて連れていったということですか。この日本人従業員、技術者、これは七月十四日にミッドウェーで横須賀を立つて出国して、七月二十一日にフィリピンのスピック米軍港に到着しております。その道すがらの艦内の宿泊、ベッド、食事、全部アメリカ兵と一緒に。まさに米軍人並みですよ。かつて従軍看護婦とか従軍技師とか従軍カメラマンとかいろいろありましたけれども、それと同じことがやられている。

しかも、この十三人の仕事の身を言いますと、一部は機関、船の機関、昔、機関学校というのがありましたけれども、機関被覆あるいは索具、製缶、れんが積み、こういったほとんどボーイラー関係の技術者であります。そして、二十一日から二十七日、スピック米軍港でも作業している。ミッドウェーの艦内でも作業したけれども、向こうのフィリピンの基地内でも作業している。そして、七月二十七日にスピックから、今度は米軍機で横田に帰国した。日本人が米軍機で帰国する、そういうケース。もっと正確に言いますと、横田に着いたのは夜の十時ごろであります。横須賀などの自宅に着いたのは二十八日未明。この間、前後十四日間、これらの日本人技術者は米軍に従軍させられていたわけですよ。

○横委員 こんなアメリカの軍事行動に日本人を直接加担協力させる行為というのは許されないのじゃないかと思うのですけれども、これはいかがでございますか。

○山本政府委員 ただいま御指摘の具体的な労働者の行為につきましては、具体的にどういふ目的でどういう作業をしてどういふことをしたのかというところがわかりませんと確定的なことを申し上げ

げられませんが、先ほど委員が御質問になられたときにおっしゃられた、地位協定の十二条四項を引用されて「現地の労働者に対する合衆国軍隊」云々というところは、日本政府が雇用をして米軍に提供しました労働者が現実に仕事をし、安条条約に従いまして日本に駐留しておる米軍のためにする仕事が日本の領域内でなければならぬというふうに解釈しておられるように、委員おっしゃられたかのように思いますが、それは必ずしもそういうことではないと思います。現に、かつて私の記憶で申し上げれば、これは間接雇用じゃなかった、かと思いますが、直接雇用で米軍がいわゆるLSTと申しますアメリカの船舶にさせていろいろ仕事をさせるために労働者を雇用して、これはやはり地位協定に基づいてでございますが、日本人労働者がそういう日本の領域外で米軍のための労働に従事したということがございますが、いざにいたしまして、日本の領域内で米軍が労働者を使用しなければならぬということとは十二条四項からは出てこないというふうに考えます。

ただ、先ほどのいろいろ委員御質問になりました労働者の具体的な仕事はどういふ性格のものであったかということが判明いたしませんので、その限りにおいて、そういう仕事に従事させたということが地位協定に果たして合致するものであるか違反するものであるかということをいまこの場で私から御答弁申し上げることは、ちょっとできないと思っております。

○横委員 いまのは全く説明になってないと思うのです。日本人の労働提供というのは在日米軍に対して行われたものであって、どこかハワイの米軍だとかあるいはフィリピンの米軍に対して提供されておるものじゃないわけですよ。そうですよ。当然のことでありまして、先ほど、訓練とか研修のために外国に出て行くことはあるとおっしゃった。なるほどいま申し述べた人たちは、ボーイラー訓練だということで、米軍から日銀、防衛施設庁、神奈川県、こういうルートで手当を支払っておられます。これ自体が中身から言いますと全く違

く違う。従軍した技術者たちは修理その他の作業をした。研修を受けに行ったわけじゃない。研修や訓練は一切ありませんでした、こう言っている。それもかつこうだけ、訓練のためだ、つまり研修だ、こういったかつこうをつけて出しておるわけですから、これ自体が公文書偽造の疑いでしよう。

私が申し上げたいことは、いざにしてもそういう形で日本人技術者をアメリカの航空母艦に乗せて前後二週間も従軍させるということ、これがもし地位協定で許されるとするならば、しかも先ほどLSTのことを出されましたけれども、私の理解する限り、ベトナム戦争のときのLST乗組員というのは、先ほどちょっとおっしゃいましたように米軍が直接雇用したのです。朝鮮戦争のときもいわゆるPD工場、米軍管理工場の人たちがいろいろ死体処理だとか何とかというところで運用されたことはありますけれども、そのときは全面占領時代。今度の場合は、米軍の直接雇用じゃないのです。これらの人たちは日本政府が雇用了のです。日本政府が法律上の雇用主です。在日米軍はその使用主。だから、言うなれば準公務員みたいなものです。日本政府が法律上の雇用主として全面的に責任を負わなければならぬ人たち、その人たちが、政府も知らぬうちに、日本政府に通告もなしにアメリカの航空母艦に集団的に乗せられて、修理その他の作業をする。しかも、外国でまでそれをやっておる。フィリピンの基地でまでそれをやっておる。一体こういうことが許されるだろうか、私は許されないと申すのです。それは地位協定にしたって、どこから見しても合いませんよ。この点について明確な御答弁を願います。つまり、これは合っているというふうに断言されるのですか、それとも疑問があるから調べてみたいという態度なのか。

○山本説明員 ただいま先生御指摘の八〇年七月の事業についてはいま現在手元に資料がございませんけれども、少なくとも先ほど申し上げましたように、いわゆる出張の手続の一環として労働管

理事務所ではそういった一々の事案については承知してはおります。

○神委員 私には外務大臣にお尋ねしたいのです。日本政府が雇用、それから給与支払いなどの面で関与する日本人、その日本人技術者が他国の軍隊に従軍させられるということは、原理的に言います。憲法の平和主義、武力による紛争解決を禁止した憲法第九条を真つ向から侵犯する行為であります。許されないうるのです。この点について、かつていわれる義勇兵問題にふれまして、一九七〇年三月三日の参議院予算委員会、「国家の意思がそれに加われば、憲法第九条の精神に反する。」そういう点では違憲性を持った答弁もあります。こういう点では違憲性を持った行為だと思っておりますが、外務大臣にお尋ねしたいことは、そういう政府が直接雇用に関係与している日本人が外国の航空母艦に乗り組んで一定期間従軍することは許されるかどうかという点、そのことについてだけ御答弁願います。

○安倍国務大臣 これは私もいま初めて聞くわけですから、事実関係を調べてみなければ何とも言えません。

○神委員 事実関係はいま言ったとおりです。しかし、実際は外務省も防衛施設庁もこの事実をちゃんと知って、それを黙認されてきているのじゃないでしょうか。私はそういう点では、日本人技術者の米軍従軍の事実上の共犯者になっているのじゃないかという点で、大変そのことを恐れるものであります。

い、こう思うのですけれども、全く御存じなかったのでしょうか。

○山崎説明員 ただいま御説明申し上げたように、この具体的な事案についての詳細は承知しておりませんが、一般的な、たとえば横須賀の造船所で修理を終えた船につきまして、実際にその船に搭乗して、その修理、整備のぐあいが適正かどうかということをチェックする、艦状をチェックする、こういった形のものはいろいろあると聞いております。また、あるいは艦上のいわゆる訓練、整備に関連して、まさに生きた教材を使って訓練を向上するあるいは新しい教材についての知識を得る、こういうことは間々あると承知しております。

○神委員 いまはしなくも、いろいろ修理をして船に乗って出かけることは聞かるといふことをおっしゃいましたけれども、その間々ある事実、たとえば港の中でやるとか日本の領海内で行ったならばそれは法的には許されるでしょう。けれども、領海はるか何日もかけて外国まで行って、もうどの条約、どの協定を見てもそれは結構でございますという条項はありませんよ。それくらいいいじゃないか「修理の点検だ」と呼ぶ者あり」とんでもないことですよ、とてもない。航空母艦というのは兵器ですよ。列車に乗っていくのと違いますよ。これはいつでも軍事作戦として行動するものであるし、いつ有事になってドンパチ始めるかわからないのですよ。現在だつて準戦時態勢です。

そこで、ちょっとお尋ねいたしますが、空母ミッドウェーへの同乗、海外従軍と同じようなことが、いま申し上げましたと同じようなことがいま佐世保に入港している、そして出港予定になっている空母エンタープライズについてもあり得るのじゃないですか。さらには、ここの夏西太平洋に配備される第七艦隊の戦艦ニュージャージー、あるいは早ければ秋にも西太平洋に配備される新鋭原子力空母のカーン・ビンソンといった船についてもあり得るのじゃないか、こういう心配があるのですけれども、この点について、これは過去の話じゃありませんから、現在、未来、絶対そういうことはあり得ないと約束していただけますか。――外務大臣。

○栗山政府委員 委員長のお許しを得ましたので、私から地位協定のたてまえを申し上げます。

先ほど私が申し上げましたことの繰り返してございしますが、確かに、米軍はいかなる目的のためにも地位協定に基づいて日本人の労働者を日本政府から提供してもらって使用することができ、それは何ら無制限にできるということではございません。しかし、他方におきまして、そういう労働者がたとえアメリカの艦船に乗りましてその仕事の関連の必要上日本の領海の外に出る、すなわち日本の領域の外において先ほど施設庁から申し上げましたような訓練あるいは技術の向上、あるいはまた現実の問題として、私は専門家でないからわかりませんが、たとえば海上において修理活動をするというようなことが、地位協定に反する、あるいは条約に反するといふふうなことはならないといふふうに私は思います。

○神委員 大体あなたにそのことを質問してはいないので、外務大臣に質問しているのです。つまり、ほかの船についてそういうことが今後ないという約束できますかと私は聞いています。

○安倍国務大臣 ニュージャージーとかカーン・ビンソンというのはまだ何も連絡がありませんし、これは全くこれから先のことでですから何とも言えません。それから、いま条約局長が言いましたように、地位協定の範囲内においては、許される中ではいろいろの在日米軍における雇用された日本人の活動はできるわけですから、私はその実態というのがどういう状況なのか、いままでのことも調べてみますけれども、しかし、いまのお話を聞いた、さらにまた条約局長の答弁した中に、おいて、地位協定にもとらういふふうには断然はできない。こういうふうには思います。

地位協定の範囲内じゃなくてあなたは答弁されているのです。私が聞いていたのはそうじゃなくて、米空母ミッドウェーに乗り込んで洋上に出ていて、しかもその修理作業その他をフィリピンの軍事基地でやることは、これは地位協定に合っていますか。

○山崎説明員 確かに訓練にはいろいろな態様があると思ひます。外見的に一見修理作業に従事するような形をとつても、具体的にそのこと自体がいわゆる駐留軍従員としての職場の技能向上のための訓練であるといふことであれば、これは必ずしも協定なり基本労働契約の問題には触れない、このように考えております。

○神委員 私は具体的に聞いています。何もそんな研修や何かはなかったと言っているのです。実際に修理やその他の作業をやっているのです。何も勉強のために行ったのじゃないのです。だとすればこれは合わないでしょう。研修、その場合あなたはいいかもしれないとおっしゃっていますけれども、実際に空母に乗り込んで、実際に上陸軍行為になっているのです。修理、点検その他仕事をやっておるのです。勉強しに行ったのじゃないのです。そういうふうな事実をきくと押さえて、いずれにいたしましても私が申し上げたいことは、こういうふうな米艦船に乗り込んでいく、そういう事例は例外現象じゃないのです。お尋ねいたしますけれども、日本人技術者のミッドウェー従軍が起りました一九八〇年の例で聞きますけれども、この一年間に、海外派遣した在日本米軍基地の日本人従員の総数、その国別の人数はどうなっておりますか。

○山崎説明員 五十五年度に海外出張した駐留軍従員の総数は二百二十九名でございます。その内訳は米軍が二百二十五名、韓国が三十五名、フィリピンが六十七名、その他が二名でございます。お尋ねしてよろしく申し上げます。

実であれば、当然この数に入っていると認めます。
○神委員 それでは、最近五年間に海外派遣された日本人従軍員の数を、年度別に、また国別にちよつと教えていただけますか。

○山崎説明員 申し上げます。

五十二年度が総計百四十八名でございます。内訳は米国が百五名、韓国が二十一、フィリピン十五、その他七名でございます。五十三年度は総計百五名でございます。米国が六十九名、韓国が二十五名、フィリピンが七名、その他が四名。同じく五十四年度が二百二十三名でございます。米国が九十九名、韓国が二十五名、フィリピンが八十八名、その他が十一名。それから五十五年度はいま申し上げました。それから五十六年度でございますが、総計二百七十二名でございます。内訳は米国が百八十一名、韓国が五十三名、フィリピンが三十一名、その他七名というところでございます。

○神委員 いまの数字を見ますと、アメリカはもちろん、アメリカと軍事同盟関係にある韓国、フィリピン、オーストラリアなど、多くの太平洋諸国に派遣されておることがわかります。数が増加しておるのです。一九七七年百四十八名だったのが八一年度には二百七十二名というふうに一けた上がっておりますけれども、それは大変危険な方向だと私は思います。

しかも、いまのことに関して申し述べさせていだきますと、海外米軍に日本人がかなりの数、恒常的に従軍させられている疑いが強い。出発地は横須賀の場合もある。横田の場合、佐世保の場合、嘉手納の場合があります。空母ミッドウェーの場合をとってみても、この十年間に七十七回横須賀を出港している。その際しばしば日本人技術者が秘密のうちに同乗、従軍させられている。ミッドウェーでフィリピンまで行って、別のアメリカの軍艦に乗りかえて横須賀に帰ってきたとか、あるいは米軍機で横田に帰ってきたとか、あるいはもう何回もアメリカの軍艦でフィリピンに行ってきたとか、そういう技術者はたくさんい

る。緊急の場合にはいつもそういうふうにして日本人技術者が海外に出動させられているわけでございます。先ほど申し上げましたように、準公務員です。それが集団的な軍事行動、言わねば集団の自衛権に明らかに踏み込まれている。これは真剣に考えなければいけないことです。どこかでアメリカが、太平洋とかインド洋で戦争状態に入った、その後も、ミッドウェーあるいはその他の米艦船に乗り込んでいた日本人は一緒に自動的の戦場に巻き込まれていくとありませんか。いや、おれだけおろしてくれと言ったって間に合いません、もう乗り込んでいくのですから。日本人、さらに日本がそういうふうにして戦場に巻き込まれていく、そういう非常に深刻な重大な危険をはらんだ問題であります。

私はこういう事態について外務大臣にお尋ねいたしますけれども、こういう事態を放置できるかどうか考えなければいけません。総点検をしてもらいたいと思うのです。この点いかがでしょう。

○安倍内閣総理大臣 いろいろと日本人の駐留軍の労働者が出国している。これは別に密出国しているわけではなくて、堂々と出国しているわけですし、地位協定というのがありますから、地位協定において許容されるならば、それはそれだけの法的な根拠がありますから差し支えないことだ、私はこういうふうには思います。ただ、いまおっしゃるようなことがすべて事実であるかどうかというところは、もう少し調べてみたい、いまこではわかりません。

○神委員 ひとつしつつかと調べていただきたいと思ひます。

それで、余り時間ありませんが、もう二、三問質問いたします。安倍さんが通産大臣のときに、これは去年の二月の衆議院予算委員会ですけれども、武器技術は、米軍を通じて外に出るときには外為法上の許可を必要とする、こういうふうにご答弁されておりますが、日本人技術者がフィリピンで対米提供し

た技術労働の対価は、米軍からドルで日銀に払い込まれるわけですね。そのドルによって、日本政府つまり防衛施設庁が円で従業員に支払っていた分が補てんされるわけですね。そうしますと、当然法律上の雇用主である日本政府、直接的には防衛施設庁は外為法上の許可申請、許可手続をとるべきではないかと思うのですけれども、いかがでございますでしょうか。

○栗山政府委員 ちよつと御質問の趣旨が必ずしも明確ではないのですが、質問令は通産省所管の法令でございますので、私から必ずしも有権的に御説明できないのでございますが、いづれにしても外為法上、役務提供につきましては通産大臣の許可の対象になっておりますのは非居住者に対する役務提供でございます。いまの御質問のケースというのは、その日本人労働者を役務として米軍に提供しておるといふケースではないかと思ひますが、そういう役務契約に基づく対価というものについては、外為法上の許可を必要とするというふうにはちよつと私は理解できなかったものでござい

ますけれども……。

○神委員 これは恐らく外務省条約局としても初めてのケースかもしれません、恐らくその問題としましては、だから、いま即答は私、求めませんが、私の理解では、これはやはり外国で、フィリピンで米軍のため作業したわけですね。その支払いをドルでやられる。それがいま言ったような経過で来るわけ、これは当然技術供与ですから外為法上の手続をとるべきだ。その点で私は、防衛施設庁は脱法行為をやっておると思うのです。

○山崎説明員 ただいまの御質問の趣旨が、たとえば先生御指摘のような形で海外に出た者のいわゆる労働の対価の問題であるならば——これは駐留軍従業員でございますので、日本政府が円で支払っております。これは米側から円で償還される、こういうことになっております。

○神委員 その筋は、私よく存じ上げているのです。外国で、フィリピンでやっているのですから、

ら。そうでしょう、その労働提供なんですから。私はこれはもう明らかに外為法上の手続をとるべきだ。それをとってない。これはひとつ大きな問題だということを指摘して、最後の質問に移りたいのです。

アメリカの空母ミッドウェーの仕事をするため、法律にはいま申し上げましたように雇用主としての日本が政府だ。その日本人技術者のフィリピン集団派遣について、外務省にお尋ねいたしますけれども、フィリピン政府に通報ないしは了解を得たとは思われませんか、どうだったでしょう。

○北村(汎)政府委員 そういう事実を私どもは存じております。

○神委員 私の知る限り、通報、了解を得ていないと思ひます。また、そういう行為を日本政府としてやっていない。それで、御存じのようにアメリカとフィリピンの間には相互防衛条約だとかあるいは軍事基地協定がございます。しかし、日本とフィリピンの間にはそういう協定はないはずであります。ところが、日本政府が責任を負っているはずの日本人技術者が、米軍の手でフィリピン政府にも秘密でフィリピン国内に運ばれていっている。そこで対米軍事技術協力をやっている。そうしますと、これ自体が、知っているように知っている、日本がフィリピンに対して重大な主権侵害をやっている、日本とフィリピンとの間の関係で大変複雑な紛争の種をまきかねない、こういう外交上の重要な問題もはらんでいるということなんです。この点、どう御認識でしょうか。

○北村(汎)政府委員 先ほどからも政府側が御答弁しておりますように、事実関係というものは、私どももきょう初めて伺います問題で十分承知いたしておりますが、米軍とフィリピンとの間のいろいろなアレレンジメントというものがやはりあるわけでございます。その範囲の中でどういうふうになつておるのか、それもやはり事実関係を調べてみないと何とも言えない問題でございます。○神委員 要するに、いままでの質疑を通じて私

は非常に痛切に感じるのは、日本政府も信ずるならば知らないうちにとんでもないことが進んでいる。秘密のうちに軍事技術協力もやられているし、航空母艦に日本人が乗り込んで従軍するような事態さえ進んでいる。こういうことは、憲法の禁止した集団的自衛権に日本を事実上引き込み、日本のいわば国是としております武器輸出三原則の問題につきましても非常に重大な相克を持った問題だと思ふのでありますが、最後に私、政府にお願いしたいのは、先ほど外務大臣は調査をするとおっしゃいました。ぜひひとつ、こういう類いの無法行為をこの機会に総点検をして、絶対にこのような海外従軍を繰り返さないように、私は、調べた上で事実であつたならば米政府にも強く申し入れてもらいたいと思ふのです。私はこのことを要請したいのです。いかがでございますか。

○安倍内務大臣 いま出された問題が地位協定の範囲内であるかどうかということは、事実関係を知らないといふとわかりませんから、事実関係を調べた上で、これはアメリカとの間で適切な対処をしてまいりたいと思ふます。

○神委員 非常に真剣な、日本の主権にかかわる問題であり、平和、安全、日本人の命にかかわる問題でありますから、ひとつこの問題については真剣な調査と対応をお願いして、質問を終わります。

○橋口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○橋口委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。中野雅弘君。

○中野雅弘君 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

周知のように、わが党はこれまで、国交開設に

伴う大使館の設置等や在勤基本手当の物価、為替の変動にスライドした改定などを内容とする在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の改正案に賛成の態度をとってきました。

それにもかかわらず、今回、本法案にあえて反対するのは、在勤基本手当の基準額の改定に当たって、物価、為替変動にスライドした法律に基づく当然の義務的改定を行わず、しかも、その論拠として、人事院勧告凍結の痛みなどという在勤基本手当とは制度的に何ら関係のないものを掲げ、改定額を減額するなどという不当な措置をとったためであります。

以上、本法案に反対する理由を述べ、討論を終わります。

○橋口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○橋口委員長 これより採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○橋口委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、愛野興一郎君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。渡部行雄君。

○渡部行雄委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社

党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について引き続き検討の上、適切な措置を講ずべきである。

一 激動する国際情勢の中にあつて、我が国が自国の安全を確保し、その国際的責務を遂行するため、従来にも増して積極的な平和外交を展開しよう、情報機能の強化等外交実施体制の一層の整備・強化に努めること。

一 在外職員が職務と責任に応じて能力を十分発揮しよう、必要な措置を講ずること。特に生活及び勤務の環境の厳しい地域に在勤する職員の勤務環境の整備・処遇の改善等に努めるとともに、小規模公館に在勤する職員の勤務体制等の改善に努めること。

一 在外公館の事務所及び公邸の国有化を推進するとともに、在外職員宿舎の整備に努めること。

一 海外子女教育の一層の充実を期するため、在外日本人学校及び補習授業校の拡充強化、子女教育費の負担軽減、帰国子女教育の制度の改善及び施設の整備等の対策を総合的に推進すること。

一 海外に在留する邦人の選挙権行使ができるよう、早急に適切な措置を講ずること。

右決議する。

本附帯決議案の趣旨につきましては、先般来の質疑等を通じて明らかでございまして、本日は、これにて散会いたします。

午後七時七分散会

○橋口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍外務大臣。

○安倍外務大臣 ただいま在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を御可決いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本法案の御審議の過程においては、外交活動の基盤強化につき深い御理解と貴重な御提案を賜ったことに對し、厚く御礼を申し上げます。

法律案と同時に可決されました附帯決議の内容につきましては、御趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりますので、まことにありがとうございます。

○橋口委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ふますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋口委員長 次回は、来る三十一日木曜日、午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時七分散会

内閣委員会議録第二号中正誤

ハ	段	行	誤	正
七	四	末	七 彼割り	役割り
三	一	三	残念な	残念な
三	二	二	喪心より	喪心より
四	二	三	軍規	軍紀
三	一	四	在外公館	在外公館
六	二	三	実質	家賃

昭和五十八年四月二日印刷

昭和五十八年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局